

学則・学部規則・規程関係集

経済学部

2024年度



北海学園大学
Hokkai-Gakuen University

〈目次〉

北海学園大学学則 [↗](#)

北海学園大学学則別表（授業科目一覧—経済学部1部、経済学部2部）[↗](#)

北海学園大学経済学部規則 [↗](#)

北海学園大学経済学部既修得単位認定規程 [↗](#)

北海学園大学経済学部転学部規程 [↗](#)

北海学園大学経済学部転部規程 [↗](#)

北海学園大学経済学部転学科規程 [↗](#)

北海学園大学経済学部編入学・転入学規程 [↗](#)

北海学園大学経済学部社会人特別編入学・転入学規程 [↗](#)

北海学園大学奨学規程 [↗](#)

北海学園大学表彰規程 [↗](#)

北海学園大学学生の懲戒及び教育的措置に関する規程 [↗](#)

北海学園大学海外留学規程 [↗](#)

北海学園大学研究生規程 [↗](#)

北海学園大学科目等履修生規程 [↗](#)

北海学園大学授業料等に関する規程 [↗](#)

北海学園大学大学院学則 [↗](#)

北海学園大学大学院学則別表 [↗](#)

（修士課程—経済学研究科、博士（後期）課程—経済学研究科）

北海学園大学学位規則 [↗](#)

(1) 北海学園大学学則

昭和43年4月1日	制定
昭和45年4月1日	変更
昭和51年4月1日	〃
昭和54年4月1日	〃
昭和56年4月1日	〃
昭和57年4月1日	〃
昭和58年4月1日	〃
昭和59年4月1日	〃
昭和60年4月1日	〃
昭和61年4月1日	〃
昭和62年4月1日	〃
昭和63年4月1日	〃
平成元年4月1日	〃
平成2年4月1日	〃
平成3年4月1日	〃
平成3年12月1日	〃
平成4年4月1日	〃
平成5年4月1日	〃
平成6年4月1日	〃
平成7年4月1日	〃
平成8年4月1日	〃
平成9年4月1日	〃
平成10年4月1日	〃
平成11年4月1日	〃
平成12年4月1日	〃
平成13年4月1日	〃
平成14年4月1日	〃
平成15年4月1日	〃
平成16年4月1日	〃
平成17年4月1日	〃
平成18年4月1日	〃
平成19年4月1日	〃
平成20年4月1日	〃
平成21年4月1日	〃
平成22年4月1日	〃
平成23年4月1日	〃
平成24年4月1日	〃
平成25年4月1日	〃
平成26年4月1日	〃
平成27年4月1日	〃
平成28年4月1日	〃
平成29年4月1日	〃
平成30年4月1日	〃
平成31年4月1日	〃
令和2年4月1日	〃
令和3年4月1日	〃
令和4年4月1日	〃
令和5年4月1日	〃

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 学生
 - 第1節 入学、編入学、転学部、転学及び留学（第8条－第16条）
 - 第2節 授業科目、履修方法、単位認定基準及び試験（第17条－第26条）
 - 第3節 休学、退学及び除籍（第27条－第31条）
 - 第4節 卒業及び学士の学位（第32条・第33条）
 - 第5節 授業料等、授業料等の免除、受講停止（第34条－第37条）

第6節 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生（第38条－第46条）
第7節 賞罰（第47条－第49条）
第3章 教育職員免許状等（第50条－第51条の2）
第4章 公開講座（第52条）
第5章 組織 <ul style="list-style-type: none">第1節 職員の組織（第53条－第56条）第2節 教授会、協議会、全学教授会及び委員会等（第57条－第62条）
第6章 附属施設（第63条－第66条）
第7章 雜則（第67条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 北海学園大学は、法令の定めるところに従い、最高の学術とその応用とを研究教授し、さらに人格の陶冶と身体の鍛成と共に努め、国家社会のために有為の人材を養成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 北海学園大学（以下「本大学」という。）は、その目的を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

（認証評価）

第2条の2 本大学は、前条の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（FD (Faculty Development) 及びSD (Staff Development)）

第2条の3 本大学は、教育内容及び方法を改善し向上させるため、研修及び研究をはじめとする必要な組織的取り組み（FD）を行う。

2 本大学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教育職員及び事務職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前項に規定する研修に該当するものを除く。）をはじめとする必要な組織的取組（SD）を行う。

（情報公開）

第2条の4 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

（学部、学科、入学定員、編入学定員及び収容定員）

第3条 本大学に、次の学部及び学科を置き、入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	（学 科）	（入学定員）	（編入学定員）	（収容定員）	（3年次）	人	人	人
経済学部	1部 経 済 学 科	160		640				
	同 上 地域経済学科	140		560				
経済学部	2部 経 済 学 科	75		300				
	同 上 地域経済学科	45		180				
経営学部	1部 経 営 学 科	160		640				
	同 上 経営情報学科	140		560				
経営学部	2部 経 営 学 科	100		400				
法学部	1部 法 律 学 科	155	20	660				

同 上 政 治 学 科	100	10	420
法 学 部 2 部 法 律 学 科	120	480	
同 上 政 治 学 科	60	240	
人文学部1部 日本文化学科	100	400	
同 上 英米文化学科	95	380	
人文学部2部 日本文化学科	40	160	
同 上 英米文化学科	30	120	
工 学 部 社会環境工学科	60	240	
同 上 建 築 学 科	70	280	
同 上 電 子 情 報 工 学 科	70	280	
同 上 生 命 工 学 科	60	240	

- 2 各学部に関する規則は、別に定める。
 3 前項の規則には、各学部・学科ごとに教育研究上の目的を定めるものとする。
 4 本大学に、大学院を置く。大学院の学則は、別に定める。
 (学年及び授業期間)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5条 学年を次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 創立記念日 5月16日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日は、別に定める。

3 学長は、協議会の議を経て休業日を変更し、臨時休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。
 (修業年限及び在学期間)

第7条 本大学の修業年限は、4年とし、在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

第2章 学生

第1節 入学、編入学、転入学、転学部及び留学

(入 学)

第8条 入学期は、毎学年の始めとする。

第9条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 12年の学校教育の課程を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上ある

ことその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
 (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 (8) その他、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学で認めた者

第10条 本大学に入学を志願する者は、所定の書類に別表13に定める入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

第11条 入学志願者については、別に定める入学試験規程により、所定の入学試験を行い合格者を決定する。

2 前項による合格の通知を受けた志願者のうち、所定の期日までに所定の手続きを完了した者に、学長は、入学を許可する。

(編入学、転入学、転学部)

第12条 次の各号の一に該当する者について、教授会で選考のうえ、学長が編入学又は転入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者（中途退学者を含む。）で、入学を志願する者
 (2) 大学を卒業した者で、入学を志願する者
 (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、入学を志願する者
 (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）

(5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等の専攻科」という。）のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）

(6) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者で、法学部第2年次に入学を志願する者については、法学部教授会で選考のうえ、学長が入学を許可することができる。

3 前二項の規定により入学を許可された者の入学前に履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の一部又は全部の認定は、教授会の議を経て行うものとする。

4 前項に規定する者の入学前の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は高等学校等の専攻科における在学期数については、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、本大学における在学期間に算入することができる。

第13条 一つの学部の学生であって、他の学部に転学部を志願する者又は他の大学から本大学に転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、教授会で選考のうえ、学長が許可することができる。

2 前項の規定により転学部を志願する者にあっては、

在学する学部の、転入学を志願する者にあっては、在学する大学の許可証を所定の書類に添えなければならない。

3 前項の規定により転学部又は転入学を許可された者の転学部又は転入学前に履修した授業科目について修得した単位の一部又は全部の認定は、教授会の議を経て行うものとする。

第14条 他の大学に転入学を志願する者は、書面をもってその旨学部長を経由して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留 学)

第15条 学生が海外の大学その他の相当と認められる教育・研究機関等に留学する場合は、第24条の規定を準用するほか、別に定める規定による。

2 休学期間に、学生が前項の機関等に留学する場合も、前項と同様とする。ただし、第24条第3項は準用しない。

(二重学籍の禁止)

第16条 本大学の学生は、他の大学に在籍することを認めない。ただし、本大学と海外の大学との共同学位にかかる協定による場合は、この限りではない。

第2節 授業科目、履修方法、単位認定基準及び試験

(授業科目)

第17条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

(授業科目の区分)

第18条 各学部の授業科目、授業科目の単位数及び年次配当並びに必修科目、選択科目及び自由科目の区分は、別表1から別表9のとおりとする。

(他学部の授業科目的履修)

第19条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合、所属する学部の学部長及び当該他学部の学部長の許可を得なければならない。

(単位数の計算方法)

第20条 各授業科目的単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、次の各号に掲げる基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(4) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(5) 体育実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 本大学は、前項に規定する授業科目について、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができ

る。

(卒業論文等)

第21条 卒業論文、卒業研究及び卒業制作の履修方法並びに単位認定については、学部規則で定める。

(単位修得の認定)

第22条 履修した授業科目的単位修得の認定は、試験成績と平素の成績とを総合し、教授会の議を経て行うものとする。ただし、授業料等未納の者及び出席時数3分の2以下の者については、単位の認定をしない。

2 前項の規定にかかわらず、別表10に掲げる「教職課程授業科目」の単位修得の認定は、教職課程委員会に、別表11の(1)に掲げる「司書に関する科目」及び別表11の(2)に掲げる「司書教諭に関する科目」の単位認定は、図書館学課程委員会に、別表11の(3)に掲げる「社会教育主事に関する科目」の単位修得の認定は、社会教育主事課程委員会に、別表11の(4)に掲げる「学芸員に関する科目」の単位修得の認定は、学芸員課程委員会にそれぞれ委任するものとする。

ただし、社会教育主事に関する科目、学芸員に関する科目のうち、学部及び他の課程委員会に関わる授業科目的単位修得の認定は、社会教育主事課程委員会及び学芸員課程委員会にそれぞれ委任するものとする。

3 別表12(1)及び(2)に掲げる「日本語教員養成課程授業科目」の単位認定は、人文学部教授会が行う。ただし、他学部開講の授業科目的単位認定は、当該学部が行う。

4 第20条第2項に定める授業科目的履修により修得できる単位数は、第32条第1項各号に定める所定の単位のうち、60単位を超えないものとする。

(成績の評価)

第23条 授業科目的成績の評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)及び不可(D)とし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、この成績の評価になじまない一部の科目は合及び否とし、合を合格とする。

2 前項に規定する成績評価と評点との対応は次の各号に掲げる基準による。

- | | |
|--------|---------|
| (1) 秀 | 100~90点 |
| (2) 優 | 89~80点 |
| (3) 良 | 79~70点 |
| (4) 可 | 69~60点 |
| (5) 不可 | 59~0点 |

(他大学等の授業科目的履修)

第24条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項により学生が履修した授業科目的修得した単位は、60単位を超えない範囲で本大学において修得した単位とみなすことができる。

3 第1項及び前項により学生が授業科目を履修するために本大学を離れて他の地に滞在する期間は、本大学の在学期間に含めることができる。

4 学部は、第1項の実施にあたって、履修できる授業科目的範囲等必要な事項について、教授会の議に基づき学長の許可を得て、当該他大学又は短期大学と協議しなければならない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目的履修とみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て単位を与えることができ

る。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は高等学校等の専攻科において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て認定することができる。

2 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行なった前条に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第24条第2項及び第25条第2項において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前項の単位は、第7条に定める修業年限の短縮を伴わない。

第3節 休学、退学及び除籍

(休学)

第27条 学生は、疾病その他の事情で引き続き3ヵ月以上就学できないとき、その他特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学年の始めにおいて既に4年の修業年限を満たしている者は、疾病その他の事情で引き続き3ヵ月以上就学できないとき、その他特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、第1学期の終わりまで休学することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学年の始めにおいて前年度の第2学期のみ休学した者（学期途中からの休学を含む）は、疾病その他の事情で引き続き3ヵ月以上就学できないとき、その他特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、第1学期の終わりまで休学することができる。

4 疾病のため就学することが適当でない学生については、教授会の議を経て、学長は、当該学生に休学を命じることができる。

5 休学理由が消滅し、休学期間が満了した学生については、教授会の議を経て、学長は復学させることができる。

(休学期間)

第28条 休学期間は当該年度限りとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、さらに1ヵ年について休学することができる。

2 第27条第2項及び第3項による休学の場合、前項の「1ヵ年」は「次の学期とその翌年度の第1学期」と読み替える。

3 前二項の規定により休学延長をするときは、当初の

休学期間を含めて連続して2ヵ年を限度とする。

4 通算して休学できる期間は、4年以内とする。

5 休学期間は、第7条の修業年限及び在学期間に加えない。

(退学)

第29条 学生が退学しようとするときは、所定の書類をもって学部長を経由して学長に願い出、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第30条 前条による退学者が3年以内に再入学を願い出した場合は、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

(除籍)

第31条 学生が次の各号の一に該当する場合は、学長は、教授会の議を経て、これを除籍することができる。

- (1) 第7条に規定する在学期間を超えるとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 行方不明になったとき
- (4) 授業料等の納付を怠り督促してもなお納入しないとき
- (5) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき
- (6) 入学を辞退したとき

2 前項第3号、第4号又は第5号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第30条の規定を準用する。

第4節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第32条 学長は、本大学に4年以上在学し、学部長が教授会の議を経て次の各号に定める単位の修得を認定した者に卒業を許可することができる。

- (1) 経済学部1部経済学科にあっては、別表1(1)に掲げる授業科目のうち、132単位以上
- (2) 経済学部1部地域経済学科にあっては、別表1(2)に掲げる授業科目のうち、132単位以上
- (3) 経済学部2部経済学科にあっては、別表2(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
- (4) 経済学部2部地域経済学科にあっては、別表2(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
- (5) 経営学部1部経営学科にあっては別表3(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
- (6) 経営学部1部経営情報学科にあっては別表3(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
- (7) 経営学部2部経営学科にあっては別表4(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
- (8) 法学部1部法律学科にあっては、別表5(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
- (9) 法学部1部政治学科にあっては、別表5(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
- (10) 法学部2部法律学科にあっては、別表6(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
- (11) 法学部2部政治学科にあっては、別表6(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
- (12) 人文学部1部日本文化学科にあっては、別表7(1)に掲げる授業科目のうち、132単位以上
- (13) 人文学部1部英米文化学科にあっては、別表7(2)に掲げる授業科目のうち、132単位以上
- (14) 人文学部2部日本文化学科にあっては、別表8(1)に掲げる授業科目のうち、124単位以上
- (15) 人文学部2部英米文化学科にあっては、別表8(2)

- に掲げる授業科目のうち、124単位以上
- (16) 工学部社会環境工学科にあっては、社会環境コース別表9(1)及び環境情報コース別表9(2)に掲げる授業科目のうち、124単位以上
- (17) 工学部建築学科にあっては、別表9(3)に掲げる授業科目のうち、124単位以上
- (18) 工学部電子情報工学科にあっては、別表9(4)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
- (19) 工学部生命工学科にあっては、別表9(5)に掲げる授業科目のうち、124単位以上
- 2 卒業要件の細目については、学部規則で定める。
- 3 卒業の時期は学年末とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、学年の始めにおいてすでに4年の修業年限を満たしている者で、第1学期の履修により第1項各号に定める単位を修得した者から申し出のあるときは、第1項の定めるところにより、学年途中において卒業を許可する。この場合、卒業の時期は第1学期末とする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、学長は本大学に3年以上在学し、学部長が教授会の議を経て、学部の定める卒業に必要な基準を満たしたと認定した者に卒業を許可することができる。
- (学位の授与)
- 第33条** 学長は、本大学を卒業した者に、卒業証書を授与するとともに、北海学園大学学位規則に定めるところにより学士の学位を授与する。
- 2 北海学園大学学位規則は、別に定める。

- 第5節 授業料等、授業料等の免除、受講停止(授業料等)**
- 第34条** 学生は、別表13に定める入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費を、別に定めるところにより納入しなければならない。
- 2 特別の事情により、授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより当該納入金を延納することができる。
- (授業料等の免除)
- 第35条** 休学者は、その期間中の授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入を免除する。
ただし、別表13による各分納期の中途で休学、退学又は転学する場合は、その期の授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入を免除しない。
- 2 第32条第4項に基づき第1学期末の卒業を認められた者については、第2期分の授業料等の納入を免除する。
- 3 第16条に基づき本大学と海外の大学との共同学位にかかる協定により海外の大学に在籍している者については、その期間中の授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入を免除することができる。
- (受講停止)
- 第36条** 正当な理由なく授業料等を納入しない者は、受講を停止する。
(入学検定料等の不返還)
- 第37条** 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費は、返還しない。

第6節 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第38条 本大学において、特定事項について研究しようとする者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、研究生として、これを許可することができる。

2 研究生の取扱いは、別に定める規程による。

(委託生)

第39条 公共団体又はその他の機関より、本大学の特定の授業科目について修学を委託される者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、委託生とし、これを許可することができる。

(科目等履修生)

第40条 本大学の特定の授業科目について、履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

2 科目等履修生の取扱いは、別に定める規程による。

3 第1項の規定にかかわらず、司書となる資格又は司書教諭の所要資格、社会教育主事となる資格及び学芸員となる資格を取得するための科目等履修生の選考については、それぞれの課程委員会に委任するものとする。

4 科目等履修生の履修することのできる授業科目数は、これを制限することができる。

(委託生、科目等履修生の資格)

第41条 委託生又は科目等履修生を志願する者は、第9条の入学資格と同等以上の資格を有する者でなければならない。

2 教育職員の免許状授与の所要資格の取得、司書となる資格又は司書教諭の所要資格、社会教育主事となる資格及び学芸員となる資格を取得するための科目等履修生を志願する者の資格は、別に定める。

(手続き)

第42条 委託生又は科目等履修生を志願する者は、所定の入学願書に履修しようとする授業科目等を記載し、別表14に定める入学検定料を添えて、願い出なければならない。

(試験及び証明書)

第43条 委託生又は科目等履修生は、その履修した授業科目の試験を受けることができる。

2 試験に合格した授業科目について、学長は、願い出により、証明書を交付することができ、科目等履修生については、単位を認定することができる。

(特別聴講学生)

第44条 本大学において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は短期大学若しくは外国の大学又は短期大学の学生があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の議を経て、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として、これを許可することができる。

(入学金及び受講料等)

第45条 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生は、別表14に定める入学金、研究料又は受講料及び実験実習費を納入しなければならない。

2 既に納入した入学金、研究料又は受講料、実験実習費及び入学検定料又は審査料は、返還しない。

3 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく

特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

(準用)

第46条 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生については、本節で定めるもののほかは、本学則及び本大学の学生に関する規定を準用する。ただし、研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生については、第32条及び第33条の規定を準用しない。

第7節 賞罰

(表彰)

第47条 将来有為の社会人としての素質を有し、本大学の伝統を形成し得ると認められる学生は、別に定める表彰規程により表彰する。

(奨学制度)

第48条 本大学学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学規程は、別に定める。

(懲戒)

第49条 学生が、その本分にもとる行為又は本大学の諸規程に違反する行為を行ったときは、教授会又は必要により協議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

2 懲戒は、譴責、停学又は退学とし、退学は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第3章 教育職員免許状等

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第50条 本大学の学部の各学科に、教育職員の免許状授与の所要資格を取得する課程（以下「教職課程」という。）を置く。

2 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 教職課程授業科目は、別表10のとおりとする。

4 教科に関する専門的事項の一部については、同一学部の他の学科又は他の学部の授業科目を履修することができる。

5 本大学の教職課程において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次に掲げるとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	(免許教科)
経済学部	1部 経済学科	中学校教諭一種免許状(社会)	
	同	上	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
	同	上	高等学校教諭一種免許状(公民)
	同	上	高等学校教諭一種免許状(商業)
経済学部	1部 地域経済学科	中学校教諭一種免許状(社会)	
	同	上	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
	同	上	高等学校教諭一種免許状(公民)
経済学部	2部 経済学科	中学校教諭一種免許状(社会)	
	同	上	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
	同	上	高等学校教諭一種免許状(公民)
経済学部	2部 地域経済学科	中学校教諭一種免許状(社会)	
	同	上	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)

同	上	高等学校教諭一種免許状(公民)	民)
経営学部	1部 経営学科	中学校教諭一種免許状(社会)	会)
同	上	高等学校教諭一種免許状(公民)	民)
同	上	高等学校教諭一種免許状(商業)	業)
経営学部	1部 経営情報学科	高等学校教諭一種免許状(商業)	業)
同	上	高等学校教諭一種免許状(情報)	報)
経営学部	2部 経営学科	中学校教諭一種免許状(社会)	会)
同	上	高等学校教諭一種免許状(商業)	業)
同	上	高等学校教諭一種免許状(情報)	報)
法学部	1部 法律学科	中学校教諭一種免許状(社会)	会)
同	上	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(公民)	民)
法学部	1部 政治学科	中学校教諭一種免許状(社会)	会)
同	上	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(公民)	民)
法学部	2部 法律学科	中学校教諭一種免許状(社会)	会)
同	上	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(公民)	民)
法学部	2部 政治学科	中学校教諭一種免許状(社会)	会)
同	上	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(公民)	民)
人文学部	1部 日本文化学科	中学校教諭一種免許状(国語)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(国語)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
人文学部	1部 英米文化学科	中学校教諭一種免許状(英語)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(英語)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
人文学部	2部 日本文化学科	中学校教諭一種免許状(国語)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(国語)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
人文学部	2部 英米文化学科	中学校教諭一種免許状(英語)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(英語)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
工学部	社会環境工学科	中学校教諭一種免許状(数学)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(数学)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(工業)	
工学部	建築学科	中学校教諭一種免許状(数学)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(数学)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(工業)	
工学部	電子情報工学科	中学校教諭一種免許状(数学)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(数学)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(情報)	
工学部	生命工学科	中学校教諭一種免許状(理科)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(理科)	
同	上	高等学校教諭一種免許状(情報)	

6 教職課程を履修するために必要な事項は、別に定める。

7 教職課程授業科目を履修する者は、別表14に定める受講料を納入しなければならない。

(司書となる資格、司書教諭の所要資格、社会教育主事となる資格及び学芸員となる資格の取得)

第51条 本大学に、司書となる資格又は司書教諭の所要資格を取得する課程（以下「図書館学課程」という。）、社会教育主事となる資格を取得する課程（以下「社会教育主事課程」という。）及び学芸員となる資格を取得する課程（以下「学芸員課程」という。）を置く。

2 本大学の図書館学課程で取得できる資格の種類は、司書となる資格又は司書教諭の所要資格とする。

3 本大学の社会教育主事課程で取得できる資格は、社会教育主事となる資格とする。また、この資格を取得

- した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。
- 4 本大学の学芸員課程で取得できる資格は、学芸員となる資格とする。
- 5 第2項、第3項及び第4項の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、別表11の(1)、(2)、(3)及び(4)に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 6 図書館学課程、社会教育主事課程及び学芸員課程を履修するために必要な事項は、別に定める。
- 7 図書館学課程、社会教育主事課程及び学芸員課程の授業科目を履修する者は、別表14に定める受講料を納入しなければならない。
(日本語教員養成課程)

第51条の2 本大学に日本語教員養成課程を置く。

2 日本語教員養成課程を履修するために必要な事項は、別に定める。

3 日本語教員養成課程の授業科目を履修する者は、学則別表14(9)に定める受講料を納入しなければならない。

第4章 公開講座

(公開講座)

第52条 本大学は、公開講座を設けることができる。

第5章 組織

第1節 職員の組織

(職員)

第53条 本大学に、次の職員を置く。

- (1) 教育職員（学長、教授、准教授、講師及び助教）
(2) 事務職員

2 学長は、前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 教授、准教授、講師及び助教の選考基準に関する規程は、別に定める。

(学長)

第54条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長候補の選出については別に定める。

3 学長の任期は4年とし、これに満たない在任期間も1期とみなす。

4 再任の場合の任期は2年とし、学長在任が連続3期となる選出は認めない。

(副学長)

第54条の2 本大学に内部質保証担当と総務担当の副学長を置き、本大学の教授をもって充てる。

2 副学長は学長を補佐し、学長の命を受け、内部質保証または総務に関する校務をつかさどる。

3 学長に事故あるときは、予め学長の指名した副学長がその職務を代行する。

4 副学長の任期は2年とし、これに満たない在任期間も1期とみなす。

5 再任の場合の任期は2年とし、副学長在任が連続4期となる選出は認めない。

6 副学長候補の選出方法については、別に定めるところによる。

(学部長)

第54条の3 学部に学部長を置き、本大学の教授をもって充てる。

2 学部長は学長を補佐し、当該学部を統轄する。

3 学部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 再任の場合の任期は1年とし、学部長在任が連続3期となる選出は認めない。

5 学部長候補の選出方法については、別に定めるところによる。

(学生部、キャリア支援センター、入試部及び教務センター)

第55条 本大学に学生部、キャリア支援センター、入試部及び教務センターを置き、部長及びセンター長は、第59条第1項に定める全学教授会の構成員である教授をもって充てる。

2 学生部、キャリア支援センター、入試部及び教務センターに関する規程は、別に定める。

(事務組織)

第56条 本大学は、その事務を遂行するため、事務組織を設ける。

2 事務組織及び事務分掌については、別に定める。

第2節 教授会、協議会、全学教授会及び委員会等

(教授会)

第57条 学部に、教授会を置き、所属の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

2 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育研究上の目的に関する事項
- (2) 学部の規則及び内規に関する事項
- (3) 学部長及び協議員の選出に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、休学、卒業その他の学籍に関する事項
- (6) 学位授与に関する事項
- (7) 賞罰に関する事項
- (8) 研究に関する事項
- (9) 教員の選考に関する事項
- (10) 予算概算の要求及び配布予算の執行に関する事項
- (11) 学長より諮問された事項
- (12) その他教育研究に必要な事項

3 教授会は、前項に掲げる事項のうち第1号から第11号までの事項及びその他学長が定める事項について、学長に意見を述べるものとする。

4 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、構成員の3分の1以上の請求があるときは、これを招集しなければならない。

5 教授会は、構成員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

6 教員選考に関する事項は、別に定めるところによる。

7 学部長は、教授会が必要と認めるときは、他の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、この職員は、議決に加わることはできない。

(協議会)

第58条 本大学に、重要事項を調整又は協議するため協議会を置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 各学部の教授会から選出された教員各2人。このうち少なくとも1人は教授をもって充てる。

- (6) 学生部長、キャリア支援センター長、入試部長、教務センター長、図書館長及び開発研究所長。
なお、本号に定める構成員を総称して、機関長という。
- 2 協議会は、次の各号に掲げる事項の調整又は協議を行ふ。
- (1) 予算概算の方針に関する事項
 - (2) 人事基準の運用に関する事項
 - (3) 学科課程の調整に関する事項
 - (4) 全学的機関、学部間の調整事項
 - (5) 学生の厚生補導又はその賞罰に関する重要事項
 - (6) 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (7) 学部、学科及び重要な施設の設置又は変更並びに廃止に関する事項
 - (8) 事務機構及び事務職員の配置に関する事項
 - (9) 大学の重要行事に関する事項
- 3 第1項第5号により選出された協議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の協議員の欠員により選出された協議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会は、学長が必要あると認めたとき、教授会の議により開催の要求があったとき、又は第1項に掲げる構成員の3分の1以上から開催の要求があるとき学長が、これを招集する。
- 6 学長は、協議会の議長となる。
- 7 協議会は、学部を代表する協議員1人以上が出席し、かつ、第1項に掲げる構成員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
- 8 協議会は、第2項第8号の事項に関して、学長の諮問に応じるため、人事委員会を設けることができ、副学長、学部長、機関長及び事務部長をもって構成する。
- 9 協議会には、学長の指定する所要の職員を列席させるほか、協議員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(全学教授会)

- 第59条 本大学に重要事項を審議するため、全学教授会を置き、学長並びに各学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。
- 2 全学教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 機関長の選出
 - (2) 協議会において、協議不調となった事項中、次に掲げる事項
 - イ 学部、学科又は重要な施設の設置、変更又は廃止に関する事項
 - ロ 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - ハ 大学の重要行事に関する事項
 - ニ 学長又は協議会が必要と認める事項
- 3 学長は、全学教授会を招集する。ただし、構成員の3分の1以上から前条の事項につき開催の要求があるとき、又は協議会が必要と認めるときは、これを招集しなければならない。
- 4 全学教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 5 学長は、全学教授会の議長となる。
- 6 全学教授会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 全学教授会には、学長の指定する所要の職員を列席させるほか、構成員以外の者に出席を求め、その意見

を聞くことができる。

(学長室)

第60条 本大学に、重要事項に関する学長提案を調整し、あわせてその運営に資するため、学長室を置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 事務部長
- (5) 大学院事務部長（兼）学長秘書業務総括担当
- (6) 事務部課長
- (7) 学長が必要と認め、協議会が承認した者

2 学長室は、次の各号に掲げる事項について学長提案の調整を行う。

- (1) 協議会の協議事項
- (2) 将来構想委員会の審議事項
- (3) その他学長が必要と認めた事項

3 学長室は、次の各号に掲げる事項について、事前協議又は調整を行うことができる。

- (1) 協議会の議題
- (2) 将来構想委員会の議題
- (3) その他学長が必要と認めた事項

4 学長は、年度毎に、第1項に規定する構成員の分掌及び第2項に基づく検討事項を協議会の議を経て定める。

5 第1項第7号構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 学長室は、必要に応じ構成員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員会)

第61条 本大学に学生委員会、キャリア支援委員会、入試委員会、図書委員会及び教務委員会を設ける。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

第62条 前条第1項のほか、必要に応じて委員会を設けることができる。

第6章 附属施設

(図書館)

第63条 本大学に、図書館を置き、館長は、第59条第1項に定める全学教授会の構成員である教授をもって充てる。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(開発研究所)

第64条 本大学に、開発研究所を置き、所長は、第59条第1項に定める全学教授会の構成員である教授をもって充てる。

2 開発研究所に関する規程は、別に定める。

(厚生施設)

第65条 本大学の職員及び学生は、学園経営の厚生施設を利用することができる。

(診療所)

第66条 本大学の職員及び学生は、診療所において施療及び保健衛生に関する指導を受けることができる。

第7章 雜則

(学則の改廃)

第67条 本学則の改廃は、協議会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 ただし、第28条第1項の規定は昭和53年度以降の入学者から適用し、昭和52年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 ただし、第28条第1項の規定は昭和57年度以降の入学者から適用し、昭和56年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 ただし、第28条第1項の規定は昭和58年度以降の入学者から適用し、昭和57年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 ただし、第28条第1項の規定は昭和59年度以降の入学者から適用し、昭和58年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 ただし、第28条第1項の規定は昭和60年度以降の入学者から適用し、昭和59年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等		入学定員	人
経済学部	1部	経済学科	295
		経営学科	295
経済学部	2部	経済学科	120
		経営学科	120
法学部	1部	法律学科	295
	2部	法律学科	120
工学部	土木工学科	100	
	建築学科	100	
計		1,445	

附 則

1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等		入学定員	人
経済学部	1部	経済学科	295
		経営学科	295
経済学部	2部	経済学科	120
		経営学科	120
法学部	1部	法律学科	295
	2部	法律学科	120
工学部	土木工学科	100	
	建築学科	100	
計		1,445	

工 学 部	土 木 工 学 科	90
	建 築 学 科	90
	電 子 情 報 工 学 科	100
計		1,525

附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和63年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等		入学定員	人
経済学部	1部	経済学科	295
		経営学科	295
経済学部	2部	経済学科	120
		経営学科	120
法学部	1部	法律学科	295
	2部	法律学科	120
工学部	土木工学科	90	
	建築学科	90	
電子情報工学科		100	
計		1,525	

3 第22条の別表1、別表3及び別表5のイの一般教育科目、別表1、別表2、別表3及び別表4のニの専門教育科目並びに第25条第5号の法学部1部、2部の単位数は、昭和63年度第1年次入学者から適用し、昭和62年度以前の入学者については、従前の規定による。

附 則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、平成元年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等		入学定員	人
経済学部	1部	経済学科	295
		経営学科	295
経済学部	2部	経済学科	120
		経営学科	120
法学部	1部	法律学科	295
	2部	法律学科	120
工学部	土木工学科	90	
	建築学科	90	
電子情報工学科		100	
計		1,525	

附 則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、平成2年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等		入学定員	人
経済学部	1部	経済学科	295
		経営学科	295
経済学部	2部	経済学科	120
		経営学科	120
法学部	1部	法律学科	295
	2部	法律学科	120
工学部	土木工学科	90	
	建築学科	90	
電子情報工学科		100	
計		1,525	

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等			入学定員
経済学部	1部	経 済 学 科	295
		経 営 学 科	295
経済学部	2部	経 済 学 科	120
		経 営 学 科	120
法学部	1部	法 律 学 科	295
	2部	法 律 学 科	120
工学部		土 木 工 学 科	90
		建 築 学 科	90
		電子情報工学科	100
	計		1,525

- 3 第27条第2項の規定は、平成2年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第28条第1項の規定は平成4年度以降の入学者から適用し、平成3年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成5年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等			入学定員
経済学部	1部	経 済 学 科	1,080
		経 営 学 科	1,080
経済学部	2部	経 済 学 科	480
		経 営 学 科	480
法学部	1部	法 律 学 科	1,080
	2部	法 律 学 科	480
人文学部	1部	日本文化学科	240
		英米文化学科	240
人文学部	2部	日本文化学科	160
		英米文化学科	120
工学部		土 木 工 学 科	320
		建 築 学 科	320
		電子情報工学科	400
	計		6,480

- 3 ただし、第28条第1項の規定は平成5年度以降の入学者から適用し、平成4年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成6年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等			入学定員
経済学部	1部	経 済 学 科	1,080
		経 営 学 科	1,080
経済学部	2部	経 済 学 科	480
		経 営 学 科	480
法学部	1部	法 律 学 科	1,080
	2部	法 律 学 科	480

人文学部	1部	日本文化学科	240
人文学部	2部	日本文化学科	160
工学部		英米文化学科	120
		土 木 工 学 科	320
		建 築 学 科	320
		電子情報工学科	400
	計		6,480

- 3 ただし、第28条第1項の規定は平成6年度以降の入学者から適用し、平成5年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成7年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等			入学定員
経済学部	1部	経 済 学 科	1,080
		経 営 学 科	1,080
経済学部	2部	経 済 学 科	480
		経 営 学 科	480
法学部	1部	法 律 学 科	1,080
	2部	法 律 学 科	480
人文学部	1部	日本文化学科	240
		英米文化学科	240
人文学部	2部	日本文化学科	160
		英米文化学科	120
工学部		土 木 工 学 科	320
		建 築 学 科	320
		電子情報工学科	400
	計		6,480

- 3 ただし、第28条第1項の規定は平成7年度以降の入学者から適用し、平成6年度以前の入学者については従前の規定による。

- 4 ただし、第25条の第5号の専門教育科目工学部土木工学科の卒業単位数は、平成7年度第1年次入学者から適用し、平成7年度第2年次以降の学生については、従前の規定による。

- 5 ただし、別表7への専門教育科目は、平成7年度第3年次学生から適用し、平成7年度第4年次学生については、従前の規定によることを追加する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成8年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等			入学定員
経済学部	1部	経 済 学 科	1,080
		経 営 学 科	1,080
経済学部	2部	経 済 学 科	480
		経 営 学 科	480
法学部	1部	法 律 学 科	1,080
	2部	法 律 学 科	480
人文学部	1部	日本文化学科	240
		英米文化学科	240
人文学部	2部	日本文化学科	160
		英米文化学科	120
工学部		土 木 工 学 科	320
		建 築 学 科	320
		電子情報工学科	400

計	6,480
---	-------

3 ただし、第28条第1項の規定は平成8年度以降の入学者から適用し、平成7年度以前の入学者については従来の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成9年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等		入学定員	人
経済学部	1部	経済学科	1,080
	2部	経営学科	1,080
法 学 部	1部	法律学科	480
	2部	法律学科	480
人文学部	1部	日本文化学科	1,080
	2部	英米文化学科	240
人文学部	1部	日本文化学科	240
	2部	英米文化学科	160
工 学 部		土木工学科	120
		建築学科	320
		電子情報工学科	320
	計		400
			6,480

3 ただし、第28条第1項の規定は平成8年度以降の入学者から適用し、平成7年度以前の入学者については従来の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に該当する者については、変更後の北海学園大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 平成10年3月31日に本大学に在籍する者
 - (2) 平成10年3月31日以前に本大学に入学した者で、再入学（復籍）する者
 - (3) 平成10年4月1日以降平成12年3月31日以前に編入学する者
- 3 前項の取り扱いにおいて、教養部、教養部長又は教養部教授会の審議又は決定若しくは認定すべき事項については、それぞれ学部、学部長又は学部教授会が行うものとする。
- 4 第3条第1項の規定にかかわらず、平成10年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等		入学定員	収容定員
		人	人
経済学部	1部	経済学科	270
同	上	経営学科	1,080
経済学部	2部	経済学科	120
同	上	経営学科	480
法 学 部	1部	法律学科	270
法 学 部	2部	法律学科	1,080
人文学部	1部	日本文化学科	60
同	上	英米文化学科	240
人文学部	2部	日本文化学科	60
同	上	英米文化学科	240
工 学 部		土木工学科	40
同		建築学科	120
同	上	電子情報工学科	320
	計		400
			6,480

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第3条に定める編入学定員により法学部1部法律学科に編入学する者については、平成10年4月1日施行学則附則第2項第3号の規定にかかわらず、本学則を適用する。
- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、平成11年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科 等	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部	1部	経済学科	人
同	上	経営学科	270
経済学部	2部	経済学科	270
同	上	経営学科	120
法 学 部	1部	法律学科	120
同	上	政治学科	190
法 学 部	2部	法律学科	20
同	上	政治学科	100
人文学部	1部	日本文化学科	480
同	上	英米文化学科	60
人文学部	2部	日本文化学科	60
同	上	英米文化学科	40
工 学 部		土木工学科	30
同		建築学科	120
同	上	電子情報工学科	80
	計		320
			320
			400
			6,860
		1,700	30

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成12年度

学 部・学 科 等	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部	1部	経済学科	人
同	上	経営学科	263
経済学部	2部	経済学科	263
同	上	経営学科	120
法 学 部	1部	法律学科	480
同	上	政治学科	120
法 学 部	2部	法律学科	183
同	上	政治学科	100
人文学部	1部	日本文化学科	20
同	上	英米文化学科	120
人文学部	2部	日本文化学科	60
同	上	英米文化学科	100
工 学 部		土木工学科	480
同		建築学科	95
同	上	電子情報工学科	40
	計		160
			120
			200
		1,754	30
			6,734

平成13年度

学 部・学 科 等	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部	1部	経済学科	人
		256	1,059

同	上	経営学科	256		1,059		
経済学部	2部	経済学科	120		480		
同	上	経営学科	120		480		
法学部	1部	法政学科	176	20	859		
同	上	法政学科	100	10	310		
法学部	2部	法政学科	120		480		
同	上	法政学科	60		180		
人文学部	1部	日本文化学科	100		320		
同	上	日本文化学科	95		310		
人文学部	2部	日本文化学科	40		160		
同	上	日本文化学科	30		120		
工学部	土木工学科		80		320		
同	上	建築学科	80		320		
同	上	電子情報工学科	100		400		
			1,733	30	6,857		

平成14年度

学部・学科等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	
		人	人	人	
経済学部	1部	経済学科	249	1,038	
同	上	経営学科	249	1,038	
経済学部	2部	経済学科	120	480	
同	上	経営学科	120	480	
法学部	1部	法政学科	169	20	758
同	上	法政学科	100	10	420
法学部	2部	法政学科	120		480
同	上	法政学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		360
同	上	日本文化学科	95		345
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	日本文化学科	30		120
工学部	土木工学科		80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,712	30	6,959

平成15年度

学部・学科等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	
		人	人	人	
経済学部	1部	経済学科	242	1,010	
同	上	経営学科	242	1,010	
経済学部	2部	経済学科	120	480	
同	上	経営学科	120	480	
法学部	1部	法政学科	162	20	730
同	上	法政学科	100	10	420
法学部	2部	法政学科	120		480
同	上	法政学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	日本文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	日本文化学科	30		120
工学部	土木工学科		80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,691	30	6,950

平成16年度

学部・学科等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	
		人	人	人	
経済学部	1部	経済学科	235	982	
同	上	経営学科	235	982	
経済学部	2部	経済学科	120	480	
同	上	経営学科	120	480	
法学部	1部	法政学科	155	20	702
同	上	法政学科	100	10	420
法学部	2部	法政学科	120		480
同	上	法政学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	日本文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	日本文化学科	30		120
工学部	土木工学科		80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,670	30	6,866

3 ただし、第22条第3項、第51条の2は、平成10年度以降入学者から適用する。

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成13年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成13年度

学部・学科等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	
		人	人	人	
経済学部	1部	経済学科	256	1,059	
同	上	経営学科	256	1,059	
経済学部	2部	経済学科	120	480	
同	上	経営学科	120	480	
法学部	1部	法政学科	176	20	859
同	上	法政学科	100	10	310
法学部	2部	法政学科	120		480
同	上	法政学科	60		180
人文学部	1部	日本文化学科	100		320
同	上	日本文化学科	95		310
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	日本文化学科	30		120
工学部	土木工学科		80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,733	30	6,857

平成14年度

学部・学科等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	
		人	人	人	
経済学部	1部	経済学科	249	1,038	
同	上	経営学科	249	1,038	
経済学部	2部	経済学科	120	480	
同	上	経営学科	120	480	
法学部	1部	法政学科	169	20	758
同	上	法政学科	100	10	420
法学部	2部	法政学科	120		480
同	上	法政学科	60		180
人文学部	1部	日本文化学科	100		320
同	上	日本文化学科	95		310
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	日本文化学科	30		120
工学部	土木工学科		80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400

同 上	政治 学 科	60	240
人文学部 1部	日本文化学科	100	360
同 上	英米文化学科	95	345
人文学部 2部	日本文化学科	40	160
同 上	英米文化学科	30	120
工 学 部	土木工学科	80	320
同 上	建築学科	80	320
同 上	電子情報工学科	100	400
		1,712	30 6,959

平成15年度

学 部 · 学 科 等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部 1部	経済学科	242	1,010	人
同 上	経営学科	242	1,010	人
経済学部 2部	経済学科	120	480	
同 上	経営学科	120	480	
法学部 1部	法津学科	162	20	730
同 上	政治学科	100	10	420
法学部 2部	法津学科	120		480
同 上	政治学科	60		240
人文学部 1部	日本文化学科	100		400
同 上	英米文化学科	95		380
人文学部 2部	日本文化学科	40		160
同 上	英米文化学科	30		120
工 学 部	土木工学科	80		320
同 上	建築学科	80		320
同 上	電子情報工学科	100		400
		1,691	30	6,950

平成16年度

学 部 · 学 科 等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部 1部	経済学科	235	982	人
同 上	経営学科	235	982	人
経済学部 2部	経済学科	120	480	
同 上	経営学科	120	480	
法学部 1部	法津学科	155	20	702
同 上	政治学科	100	10	420
法学部 2部	法津学科	120		480
同 上	政治学科	60		240
人文学部 1部	日本文化学科	100		400
同 上	英米文化学科	95		380
人文学部 2部	日本文化学科	40		160
同 上	英米文化学科	30		120
工 学 部	土木工学科	80		320
同 上	建築学科	80		320
同 上	電子情報工学科	100		400
		1,670	30	6,866

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成14年度

学 部 · 学 科 等	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部 1部	経済学科	249	1,038
同 上	経営学科	249	1,038
経済学部 2部	経済学科	120	480
同 上	経営学科	120	480
法学部 1部	法津学科	169	20
同 上	政治学科	100	10
法学部 2部	法津学科	120	480
同 上	政治学科	60	240
人文学部 1部	日本文化学科	100	360
同 上	英米文化学科	95	345
人文学部 2部	日本文化学科	40	160
同 上	英米文化学科	30	120
工 学 部	土木工学科	80	320
同 上	建築学科	80	320
同 上	電子情報工学科	100	400
		1,712	30 6,959

平成15年度

学 部 · 学 科 等	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部 1部	経済学科	242	1,010
同 上	経営学科	242	1,010
経済学部 2部	経済学科	120	480
同 上	経営学科	120	480
法学部 1部	法津学科	162	20
同 上	政治学科	100	10
法学部 2部	法津学科	120	480
同 上	政治学科	60	240
人文学部 1部	日本文化学科	100	400
同 上	英米文化学科	95	380
人文学部 2部	日本文化学科	40	160
同 上	英米文化学科	30	120
工 学 部	土木工学科	80	320
同 上	建築学科	80	320
同 上	電子情報工学科	100	400
		1,691	30 6,950

平成16年度

学 部 · 学 科 等	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部 1部	経済学科	235	982
同 上	経営学科	235	982
経済学部 2部	経済学科	120	480
同 上	経営学科	120	480
法学部 1部	法津学科	155	20
同 上	政治学科	100	10
法学部 2部	法津学科	120	480
同 上	政治学科	60	240
人文学部 1部	日本文化学科	100	400
同 上	英米文化学科	95	380
人文学部 2部	日本文化学科	40	160
同 上	英米文化学科	30	120
工 学 部	土木工学科	80	320
同 上	建築学科	80	320
同 上	電子情報工学科	100	400
		1,691	30 6,866

同 上 電子情報工学科	100		400
	1,670	30	6,866

3 ただし、第50条第3項及び第5項並びに第6項の規定は、平成13年度の入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成15年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成15年度

学 部 ・ 学 科 等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部	1部 経済学科	167	935	
同 上	地域経済学科	140	140	
同 上	経営学科	-	768	
経済学部	2部 経済学科	75	435	
同 上	地域経済学科	45	45	
同 上	経営学科	-	360	
経営学部	1部 経営学科	167	167	
同 上	経営情報学科	140	140	
経営学部	2部 経営学科	100	100	
法学部	1部 法律学科	162	20	730
同 上	政治学科	100	10	420
法学部	2部 法律学科	120		480
同 上	政治学科	60		240
人文学部	1部 日本文化学科	100		400
同 上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部 日本文化学科	40		160
同 上	英米文化学科	30		120
工 学 部	土木工学科	80		320
同 上	建築学科	80		320
同 上	電子情報工学科	100		400
		1,801	30	7,060

備考 経済学部1・2部は、平成15年4月1日改組転換を実施したため経済学部1部経営学科・2部経営学科は、募集停止となるため収容定員のみの表示とする。

平成16年度

学 部 ・ 学 科 等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部	1部 経済学科	160	832	
同 上	地域経済学科	140	280	
同 上	経営学科	-	505	
経済学部	2部 経済学科	75	390	
同 上	地域経済学科	45	90	
同 上	経営学科	-	240	
経営学部	1部 経営学科	160	327	
同 上	経営情報学科	140	280	
経営学部	2部 経営学科	100		200
法学部	1部 法律学科	155	20	702
同 上	政治学科	100	10	420
法学部	2部 法律学科	120		480
同 上	政治学科	60		240
人文学部	1部 日本文化学科	100		400
同 上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部 日本文化学科	40		160
同 上	英米文化学科	30		120
工 学 部	土木工学科	80		320
同 上	建築学科	80		320
同 上	電子情報工学科	40		160

同 上 電子情報工学科	30		120
工 学 部 土木工学科	80		320
同 上 建築学科	80		320
同 上 電子情報工学科	100		400
	1,780	30	7,086

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成16年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成16年度

学 部 ・ 学 科 等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部	1部 経済学科	160	832	
同 上	地域経済学科	140	280	
同 上	経営学科	-	505	
経済学部	2部 経済学科	75	390	
同 上	地域経済学科	45	90	
同 上	経営学科	-	240	
経営学部	1部 経営学科	160	327	
同 上	経営情報学科	140	280	
経営学部	2部 経営学科	100		200
法学部	1部 法律学科	155	20	702
同 上	政治学科	100	10	420
法学部	2部 法律学科	120		480
同 上	政治学科	60		240
人文学部	1部 日本文化学科	100		400
同 上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部 日本文化学科	40		160
		1,780	30	7,086

備考 経済学部1・2部は、平成15年4月1日改組転換を実施したため経済学部1部経営学科・2部経営学科は、募集停止となるため収容定員のみの表示とする。

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成17年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。
- ただし、土木工学科から社会環境工学科に名称変更することについては、平成17年4月1日に在籍している者から適用する。

平成17年度

学 部 ・ 学 科 等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部	1部 経済学科	160	736	
同 上	地域経済学科	140	420	
同 上	経営学科	-	249	
経済学部	2部 経済学科	75	345	
同 上	地域経済学科	45	135	
同 上	経営学科	-	120	
経営学部	1部 経営学科	160	487	

同	上	経営情報学科	140		420	
経営学部	2部	経営学科	100		300	
法学部	1部	法律学科	155	20	681	
同	上	政治学科	100	10	420	
法学部	2部	法律学科	120		480	
同	上	政治学科	60		240	
人文学部	1部	日本文化学科	100		400	
同	上	英米文化学科	95		380	
人文学部	2部	日本文化学科	40		160	
同	上	英米文化学科	30		120	
工学部		社会環境工学科	80		320	
同	上	建築学科	80		320	
同	上	電子情報工学科	100		400	
			1,780	30	7,133	

備考 経済学部1・2部は、平成15年4月1日改組転換を実施したため経済学部1部経営学科・2部経営学科は、募集停止となるため収容定員のみの表示とする。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成18年度

学 部 ・ 学 科 等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部	1部	経済学科	160	647
同	上	地域経済学科	140	560
同	上	経営学科	-	-
経済学部	2部	経済学科	75	300
同	上	地域経済学科	45	180
同	上	経営学科	-	-
経営学部	1部	経営学科	160	647
同	上	経営情報学科	140	560
経営学部	2部	経営学科	100	400
法学部	1部	法律学科	155	20
同	上	政治学科	100	10
法学部	2部	法律学科	120	480
同	上	政治学科	60	240
人文学部	1部	日本文化学科	100	400
同	上	英米文化学科	95	380
人文学部	2部	日本文化学科	40	160
同	上	英米文化学科	30	120
工学部		社会環境工学科	80	320
同	上	建築学科	80	320
同	上	電子情報工学科	100	400
			1,780	30
				7,201

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成19年度

学 部 ・ 学 科 等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部	1部	経済学科	160	640

同	上	地域経済学科	140		560	
同	上	経営学科	-	75	300	
経済学部	2部	経済学科	45		180	
同	上	地域経済学科	-	-	-	
経営学部	1部	経営学科	160		640	
同	上	経営情報学科	140		560	
経営学部	2部	経営学科	100		400	
法学部	1部	法律学科	155	20	660	
同	上	政治学科	100	10	420	
法学部	2部	法律学科	120		480	
同	上	政治学科	60		240	
人文学部	1部	日本文化学科	100		400	
同	上	英米文化学科	95		380	
人文学部	2部	日本文化学科	40		160	
同	上	英米文化学科	30		120	
工学部		社会環境工学科	80		320	
同	上	建築学科	80		320	
同	上	電子情報工学科	100		400	
			1,780	30	7,180	

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。

- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成24年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成24年度

学 部 ・ 学 科 等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部	1部	経済学科	160	640
同	上	地域経済学科	140	560
経済学部	2部	経済学科	75	300
同	上	地域経済学科	45	180
経営学部	1部	経営学科	160	640
同	上	経営情報学科	140	560
経営学部	2部	経営学科	100	
法学部	1部	法律学科	155	20
同	上	政治学科	100	10
法学部	2部	法律学科	120	480
同	上	政治学科	60	240
人文学部	1部	日本文化学科	100	
同	上	英米文化学科	95	380
人文学部	2部	日本文化学科	40	
同	上	英米文化学科	30	120
工学部		社会環境工学科	80	
同	上	建築学科	80	310
同	上	電子情報工学科	70	370
同	上	生命工学科	60	60
			1,780	30
				7,180

附 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成25年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成25年度

学 部・学 科 等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部	1部 経済学科	160	人	640
同	上 地域経済学科	140		560
経済学部	2部 経済学科	75	人	300
同	上 地域経済学科	45		180
経営学部	1部 経営学科	160	人	640
同	上 経営情報学科	140		560
経営学部	2部 経営学科	100	人	400
法学部	1部 法律学科	155	20	660
同	上 政治学科	100	10	420
法学部	2部 法律学科	120		480
同	上 政治学科	60		240
人文学部	1部 日本文化学科	100	人	400
同	上 英米文化学科	95		380
人文学部	2部 日本文化学科	40	人	160
同	上 英米文化学科	30		120
工 学 部	社会環境工学科	60	人	280
同	上 建築学科	70		300
同	上 電子情報工学科	70		340
同	上 生命工学科	60		120
		1,780	30	7,180

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成26年度

学 部・学 科 等		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経済学部	1部 経済学科	160	人	640
同	上 地域経済学科	140		560
経済学部	2部 経済学科	75	人	300
同	上 地域経済学科	45		180
経営学部	1部 経営学科	160	人	640
同	上 経営情報学科	140		560
経営学部	2部 経営学科	100	人	400
法学部	1部 法律学科	155	20	660
同	上 政治学科	100	10	420
法学部	2部 法律学科	120		480
同	上 政治学科	60		240
人文学部	1部 日本文化学科	100	人	400
同	上 英米文化学科	95		380
人文学部	2部 日本文化学科	40	人	160
同	上 英米文化学科	30		120
工 学 部	社会環境工学科	60		260
同	上 建築学科	70		290
同	上 電子情報工学科	70		310
同	上 生命工学科	60		180
		1,780	30	7,180

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- ただし、第32条第5項の規定は平成31年度以降の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。

- ただし、第35条第3項の規定は令和2年度以降の入学者から適用し、平成31年度以前の入学者については従前の規定による。

- 学部長職務規程は廃止する。

附 則

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。

日 東 西	本 洋 洋	史 史 史	2 2 2		2 2 2		2 2 2
計			213~ 243	144~ 174	52~ 82	6~ 36	116 533~ 563

海外文化I~IVは卒業要件単位には算入せず、修得単位としてのみ認定する。
インターンシップは卒業要件単位には算入せず、修得単位としてのみ認定する。
キャリア・ガイダンスは卒業要件単位には算入せず、修得単位としてのみ認定する。
特別講義は卒業要件単位には算入されるが（上限12単位）、原則として群要件単位には算入されない。

(2) 地域経済学科

- ① 地域経済・産業コース
- ② 地域づくりコース
- ③ アジア共生コース
- ④ 自然資源と地域コース

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 单 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
<A群 基盤科目>							
英語	リーディング I	1					(卒業要件) A～B群20単位以上
英語	リーディング II	1					C～K群84単位以上
英語	コミュニケーション I	1					A～L群128単位以上
英語	コミュニケーション II	1					
英語	英語特講 I	1					
英語	英語特講 II	1					
英語	英語特講 III	1					
英語	英語特講 IV	1					
英語	文化演習 I A	2					
英語	文化演習 I B	2					
英語	文化演習 II A	2					
英語	文化演習 II B	2					
<英語以外の外国語>							
ドイツ語	基礎 I	1					
ドイツ語	基礎 II	1					
ドイツ語	基礎 III	1					
ドイツ語	基礎 IV	1					
ドイツ語	基礎会話 I	1					
ドイツ語	基礎会話 II	1					
ドイツ語	基礎会話 III	1					
ドイツ語	基礎会話 IV	1					
ドイツ語	会話化 I	1					
ドイツ語	会話化 II	1					
ドイツ語	会話化 III	1					
ドイツ語	会話化 IV	1					
フランス語	基礎 I	1					
フランス語	基礎 II	1					
フランス語	基礎 III	1					
フランス語	基礎 IV	1					
フランス語	会話 I	1					
フランス語	会話 II	1					
フランス語	会話 III	1					
フランス語	会話 IV	1					
フランス語	基基礎 I	1					
フランス語	基基礎 II	1					
フランス語	基基礎 III	1					
フランス語	基基礎 IV	1					
フランス語	言語会話 I	1					
フランス語	言語会話 II	1					
フランス語	言語会話 III	1					
フランス語	言語会話 IV	1					
中国語	国語基礎 I	1					
中国語	国語基礎 II	1					
中国語	国語基礎 III	1					
中国語	国語基礎 IV	1					
中国語	国語会話 I	1					
中国語	国語会話 II	1					
中国語	国語会話 III	1					
中国語	国語会話 IV	1					
中国語	言語会話 I	1					
中国語	言語会話 II	1					
中国語	言語会話 III	1					
中国語	言語会話 IV	1					
口語	基礎 I	1					
口語	基礎 II	1					
口語	基礎 III	1					
口語	基礎 IV	1					
口語	基礎会話 I	1					
口語	基礎会話 II	1					
口語	基礎会話 III	1					
口語	基礎会話 IV	1					
口語	会話 I	1					
口語	会話 II	1					
口語	会話 III	1					
口語	会話 IV	1					
韓国語	朝鮮語基礎 I	1					
韓国語	朝鮮語基礎 II	1					
韓国語	朝鮮語基礎 III	1					
韓国語	朝鮮語基礎 IV	1					
韓国語	朝鮮語会話 I	1					
韓国語	朝鮮語会話 II	1					
韓国語	朝鮮語会話 III	1					
韓国語	朝鮮語会話 IV	1					

韓国・朝鮮語基礎 I	2	2	2	2	2	2
韓国・朝鮮語基礎 II	2	2	2	2	2	2
韓国・朝鮮語基礎 III	2	2	2	2	2	2
韓国・朝鮮語基礎 IV	2	2	2	2	2	2
「身 体」 健康とスポーツの科学 I	2					
健康とスポーツの科学 II	2					
体育 実践 技 I A	1					
体育 実践 技 I B	1					
体育 実践 技 II A	1					
体育 実践 技 II B	1					
「情 報」 情報技術と社会 論会	2	2				
「B群 教 (人文科学) [自己] 倫理論 行基人 〔文 日本 外外 言言 芸芸 異文化 現代 〔歴 歴歴 歴歴 考人 人文科 社会特 別講義	2	2	2	2	2	2
「社会科学」 [社会構造] 法本 日政 マ生 ス涯城】 地人地 地人地 力ナカ ナダの 社会科 社会科 〔環 地地環 環境物 宇字 〔普 数数統 物自 然科 〔北海道学】 北北北 北北北 北北北 北北北 北北北 北北北 北北北 北北北 北北北 北北北 北北北 北北北 北北北 〔キャリア形成科目〕 キャリア・ガイダンス	2	2	2	2	2	2
「体验型科目」 海海外 海外外 海外外 〔北海 大開 北教 〔キヤ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ アサイ 〔C群 地域経済学科基礎科目〕 哲哲 哲哲社 哲哲社 哲哲 哲哲 哲哲 哲哲 哲哲 哲哲 哲哲 哲哲 哲哲	2	2	2	2	2	8単位必修

(3) 北海学園大学経済学部規則

(目的)

第1条 この規則は、北海学園大学（以下「本大学」という。）学則第3条第2項に基づき、本大学経済学部（以下「本学部」という。）に関する事項を定める。

2 本学部の教育課程等に関する必要な事項は、学則の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学科及び教育研究上の目的)

第2条 本学部に、次の学科を置く。

- (1) 1部経済学科及び1部地域経済学科
- (2) 2部経済学科及び2部地域経済学科

第2条の2 経済学科では、経済現象の本質や法則性を解明する科学としての経済学を、理論・歴史・政策の側面から考察し、経済への基本的理解と経済現象への洞察力を養成し、もって幅広く社会の発展に資する人材の育成を目的とする。

地域経済学科では、地域の経済や社会を総合的・具体的に分析する能力を養成し、地域社会と地域住民が求める地域経済の活性化に資する教育と研究を展開し、もって幅広く社会の発展に資する人材の育成を目的とする。

第2条の3 経済学部1部に入学した学生は、別に定める基準により、教授会の議を経て、2年次から1部経済学科又は1部地域経済学科に所属する。

2 経済学部2部に入学した学生は、別に定める基準により、教授会の議を経て、2年次から2部経済学科又は2部地域経済学科に所属する。

第2条の4 経済学部1部及び2部に入学した学生は、2年次の履修登録時に所属の学科におけるコースを選択する。

(授業科目及び単位)

第3条 本学部学生（以下「学生」という。）の履修すべき授業科目の名称、区分、単位数及び年次配当は、本大学学則（以下「学則」という。）別表1(1)及び(2)並びに学則別表2(1)及び(2)をもって定める。ただし、教授会の議を経て、休講又は年次配当を変更することができる。

(単位数の計算方法)

第4条 演習の単位数の計算方法は、学則第20条第3号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とする。

2 外国語科目のうち学則第20条第2号ただし書きの規定により、15時間の授業をもって1単位とするものは、別に定める。

(履修手続)

第5条 学生は、指定する期間内に所定の様式によって、その年度に履修しようとする授業科目を願い出て、学部長の許可を受けなければならない。

2 履修方法に関しては、別に定める。

(試験)

第6条 試験は、その授業科目の授業の終了した学期末に期間を定めて行う。ただし、必要に応じて臨時に試験を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、本学部において特に必要と認める場合は、追って試験を行うことができる。

(成績の評価)

第7条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の五種とし、秀・優・良・可をもって合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする。

(単位の修得)

第8条 学生が単位を修得するためには、履修した授業科目の担当教員が行う試験等に合格しなければならない。

(入学前の既修得単位)

第9条 学則第26条の規定により認定または与える単位、及びこのうち本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の決定は、別に定める基準に基づき、教授会の議によるものとする。

(他大学授業科目の履修)

第10条 学則第24条の規定により他の大学等で履修した単位、又は学則第15条の規定により外国の大学に留学して履修した単位の認定、及び在学期間の算入、若しくは本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の決定は、別に定める基準に基づき、教授会の議によるものとする。

(大学以外教育施設等の学修等)

第11条 学則第25条の規定により単位を与える場合の単位、及びこの単位のうち本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の決定は、別に定める基準に基づき教授会の議によるものとする。

(進級)

第12条 各年次への進級は修得単位による制限をもうけない。

(卒業研究)

第13条 卒業研究の履修方法、評価及び単位数の決定は、別に定めるところによる。

(卒業要件及び学士の学位)

第14条 本大学を卒業し、学士（経済学）の学位を得るためには、1部にあっては、学則第32条第1項第1号又は第2号に定める単位を、2部にあっては、学則第32条第1項第3号又は第4号に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第32条第2項の規定による、卒業要件の細目は、次のとおりとする。

(1) 経済学部1部経済学科にあっては学則別表1(1)により、地域経済学科にあっては学則別表1(2)により次の単位を修得することを要する。

ア. A群（基盤科目） 外国語 英語4単位及び英語以外の外国語2単位を含み8単位必修、A群・B群で20単位以上

イ. C群～K群（専門科目）については、備考欄において各群ごとに示される必修単位数を含め84単位以上

ウ. A群～K群及びL群（関連科目）で28単位以上

(2) 経済学部2部経済学科にあっては学則別表2(1)により、地域経済学科にあっては学則別表2(2)により次の単位を修得することを要する。

ア. A群（基盤科目）及びB群（教養科目）で20単位以上

イ. C群～K群（専門科目）については、備考欄において各群ごとに示される必修単位数を含め84単位以上

ウ. A群～K群及びL群（関連科目）で24単位以上

(大学院学生の履修)

第15条 本大学大学院の学生が、経済学部の授業科目の履修を希望するときは、教授会の議を経て、許可することができる。

(転学部・転部及び転学科)

第16条 学則第13条の規定による、転学部の願い出が

あった場合、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 1部と2部の間の転部又は経済学科と地域経済学科の間の転学科を希望する者については、教授会の議を経て、許可することができる。

(編入学・転入学)

第17条 学則第12条・第13条の規定により編入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ教授会の議を経て許可するものとする。

2 前項の規定により編入学又は転入学した者の入学前に履修した単位の認定、及び本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の認定、並びに本大学における在学期間の認定は、教授会の議によるものとする。

(研究生)

第18条 本学部において特定の事項について研究しようとする者があるときは、選考のうえ教授会の議を経て、研究生として許可するものとする。

2 研究生の取り扱いについては、別に定める規程による。

(委託生)

第19条 本学部の特定の授業科目について、公共団体等より修学を委託される者があるときは、選考のうえ教授会の議を経て、委託生として許可するものとする。

(科目等履修生)

第20条 本学部の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を願い出る者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として許可する。

(特別聴講学生)

第21条 単位互換協定に基づき、本学部において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生として許可する。

2 特別聴講学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(準用)

第22条 本規則の規定は、研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生に準用する。

(学籍異動)

第23条 学生の学籍異動に関する事項については、学則及びこの規則の定めるところによるほか、別に定めるところによる。

(学生への告知)

第24条 学生に対する告知は、掲示をもって行なう。

附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の適用は、学則附則第2項を準用する。

附 則

本規則第3条の規定について、平成11年4月1日施行の学則別表2の(1)及び(2)は、平成10年度入学生にもこれを適用する。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本規則第3条の規定について、平成12年4月1日施行の学則別表1(1)及び(2)、学則別表2(1)及び(2)は、平成10・11年度入学生にもこれを適用する。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 ただし、第12条の規定については、平成18年度入学生からこれを適用する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 ただし、第3条に掲げる学則別表1(1)及び(2)並びに学則別表2(1)及び(2)のK群科目については、平成30年4月1日から適用する。

3 ただし、第3条に掲げる学則別表1(1)及び(2)並びに学則別表2(1)及び(2)のH群またはI群科目のうち、「交通政策論」は平成30年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(4) 北海学園大学経済学部既修得単位認定規程

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学（以下「本大学」という。）学則第26条及び北海学園大学経済学部（以下「本学部」という。）規則第9条の規定に基づき、本学部の1年次に入学した学生が本学部に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなす単位（以下「認定単位」という。）の認定（以下「既修得単位の認定」という。）に関する必要な事項を定める。

(認定方法)

第2条 既修得単位の認定は、本大学で開設する授業科目の名称及び単位数で行う。

(資格)

第3条 既修得単位の認定を願い出ることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した後、本学部の1年次に入学した者
- (2) 専修学校の専門課程を修了した後、本学部の1年次に入学した者
- (3) 大学、短期大学又は専修学校の専門課程に1年以上在籍して単位を修得した後、本学部の1年次に入学した者
- (4) 高等専門学校に4年以上在籍して単位を修得した後、本学部の1年次に入学した者

(申請)

第4条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号に定める書類を期日までに本学部に提出しなければならない。

- (1) 本学部所定の既修得単位認定申請書
- (2) 卒業証明書、在学期間が明記された退学証明書又は科目等履修生証明書
- (3) 本学部への入学前に大学等において単位を修得した授業科目（以下「既修得科目」という。）の成績が記載された成績証明書又は単位修得証明書
- (4) 認定を申請する既修得科目のシラバス又はこれに類するもの
- (5) その他本学部が必要と認める書類

(申請時期)

第5条 前条に定める申請は、1年次又は2年次の学年の初めのいずれか1回に限り行うことができる。

(認定単位数の上限)

第6条 認定単位として願い出ることができる単位数は、外国語科目を除く基盤科目又は教養科目で22単位以内、外国語科目で4単位以内、専門科目で4単位以内とし、合計30単位を上限とする。

2 前項の規定により願い出ができる外国語科目の単位数のうち、英語は2単位、英語以外の外国語は2単位をそれぞれ願い出の上限とする。

(認定基準)

第7条 既修得単位の認定は、第4条に定める申請がされた既修得科目について本学部が審査のうえ、本大学で開設する授業科目と授業内容に同等性を有し、かつ単位数が同じか上回っていると認められる場合に、本学部教授会の議を経て行うことができる。

2 複数の既修得科目が本大学で開設する単一の授業科目と授業内容に同等性を有すると認められる場合、当

該既修得科目を一括したうえで、当該既修得科目の単位数の合計を単位数とみなして前項の規定により既修得単位の認定を行うことができる。

3 単一の既修得科目又は前項の規定により一括した複数の既修得科目の修得単位を本大学で開設する複数の授業科目の認定単位として認定する場合、当該認定単位数の合計は当該既修得科目の単位数の合計を上回ってはならない。

(認定単位の取扱い)

第8条 認定単位は、当該授業科目の本学部における開講年次に、既修得単位の認定を受けた者の学籍簿に記入し、本大学学則第32条第1項及び本学部規則第14条に定める卒業要件に算入する。

2 認定単位の成績は、本学部では判定しない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(5) 北海学園大学経済学部転学部規程

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第13条及び北海学園大学経済学部規則第16条の規定に基づき、転学部に関する必要な事項を定める。

(年次及び条件)

第2条 本学部への転学部及び他の学部への転学部は、原則として2年次又は3年次への進級時とし、定員に余裕がある場合に限り許可することができる。

(資格)

第3条 本学部への転学部を志願できる者は、受講した科目的単位をほぼ修得し、評価が特に優秀であり、転学部の志望動機が明確な者とする。

2 他の学部への転学部を希望する者のうち、学校推薦型選抜又は特別選抜で入学した者は、原則として願い出ることができない。

(出願)

第4条 転学部を希望する者は、所定の転学部願により、期日までに願い出なければならない。

(選考)

第5条 他の学部への転学部希望者については、教授会の議を経て転学部することを許可するものとし、本学部への転学部希望者に対しては、在学する学部教授会の許可を経た後、期日を定めて書類審査、筆記試験及び面接により選考を行う。

(許可)

第6条 選考結果に基づき、教授会の議を経て、転学部を許可することができる。

(手続)

第7条 許可の通知を受けた者は、指定の期日までに転学部に必要な手続きをしなければならない。

(単位の認定)

第8条 転学部を許可された者の転学部前に修得した単位の一部又は全部の認定は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(6) 北海学園大学経済学部転部規程

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学経済学部規則第16条の規定に基づき、転部に関する必要な事項を定める。

(年次及び条件)

第2条 転部は、原則として2年次又は3年次への進級時とし、定員に余裕がある場合に限り許可することができる。

2 4年次進級時及び卒業延期時において特別な事情がある場合、1部から2部への転部を許可することができる。

(資格)

第3条 1部から2部、2部から1部への転部を志願できる者は、受講した科目的単位をほぼ修得し、評価が特に優秀であり、転部の志望動機が明確な者とする。

2 1部から2部への転部については、第2条第2項に定める場合又は特別な事情がある場合には本条第1項を適用しない。

(出願)

第4条 転部を希望する者は、所定の転部願により、期日までに願い出なければならない。

(選考)

第5条 転部を希望する者に対しては、期日を定めて面接及び書類審査により選考を行う。

(許可)

第6条 選考結果に基づき、教授会の議を経て、転部を許可することができる。

(手続)

第7条 選考の結果、許可の通知を受けた者は、指定の期日までに転部に必要な手続きをしなければならない。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

この規程は、平成11年7月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(7) 北海学園大学経済学部転学科規程

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学経済学部規則第16条の規定に基づき、転学科に関する必要な事項を定める。(年次及び条件)

第2条 他の学科への転学科は、原則として3年次への進級時とし、定員に余裕がある場合に限り許可することがある。

(資格)

第3条 転学科を志願できる者は、受講した科目的単位をほぼ修得し、評価が特に優秀であり、転学科の志望動機が明確な者とする。

(出願)

第4条 転学科を希望する者は、所定の転学科願により、期日までに願い出なければならない。

(選考)

第5条 転学科希望者に対しては、期日を定めて面接及び書類審査により選考を行う。

(許可)

第6条 選考結果に基づき、教授会の議を経て、転学科を許可することができる。

(手続)

第7条 選考の結果、許可の通知を受けた者は、指定の期日までに転学科に必要な手続きをしなければならない。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(8) 北海学園大学経済学部編入学・転入学規程

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第12条及び北海学園大学経済学部規則第17条の規定に基づき、編入学及び転入学に関する必要な事項を定める。

(資格)

第2条 編入学又は転入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者(中途退学者を含む。)

(2) 大学を卒業した者

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る)

(5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科(以下「高等学校等の専攻科」という。)のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る)

(6) 外国の中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科(以下「高等学校等の専攻科」という。)のうち、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

(既修得単位の認定及び取扱い)

第3条 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校の専門課程又は高等学校等の専攻科で修得した単位は、開設する授業科目との対応を問わず、60単位まで包括認定することができる。

2 前項の規程に基づいて包括認定された単位に加えて、本学で開設する授業科目に対応する科目を、別途8単位まで個別認定することができる。

(入学年)

第4条 編入学又は転入学の学年は、3年次とする。

(時期)

第5条 編入学又は転入学の時期は、学年の始めとする。

(出願)

第6条 編入学又は転入学を希望する者は、所定の期日までに次の各号に定める書類に検定料を添えて願い出なければならない。

(1) 入学願書(本学所定のもの)

(2) 成績証明書

(3) 卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書か退学証明書

(4) その他必要な書類

(選考)

第7条 選考は書類審査および、一般編入学・転入学試験においては筆記試験、指定校協定推薦編入学試験においては面接試験により、合否の判定は教授会において行う。

(手続及び許可)

第8条 選考の結果、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに編入学又は転入学に必要な手続きをしなければならない。

2 前項の手続きを完了した者について、編入学又は転入学を許可することができる。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。
この規程は、平成11年7月1日から施行する。
この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成15年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(9) 北海学園大学経済学部社会人特別編入学・ 転入学規程

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第12条及び北海学園大学経済学部規則第17条の規定に基づき、社会人特別編入学及び転入学に関する必要な事項を定める。

(資格)

第2条 1部に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、出願時に1年以上の社会経験を有する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）
 - (4) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等の専攻科」という。）のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）
 - (5) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- 2 2部に編入学又は転入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、出願時に1年以上の社会経験を有する者とする。
- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者（中途退学者を含む。）
 - (2) 大学を卒業した者
 - (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）
 - (5) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）
 - (6) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(既修得単位の認定及び取扱い)

第3条 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校の専門課程又は高等学校等の専攻科で修得した単位は、開設する授業科目との対応を問わず、60単位まで包括認定することができる。

2 前項の規程に基づいて包括認定された単位に加えて、本学で開設する授業科目に対応する科目を、別途8単位まで個別認定することができる。

(入学年)

第4条 編入学の学年は、3年次とする。

(時期)

第5条 編入学の時期は、学年の始めとする。

(出願)

第6条 編入学を希望する者は、所定の期日までに次の各号に定める書類に検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 入学願書（本学所定のもの）
- (2) 成績証明書
- (3) 卒業（修了）証明書
- (4) 経歴・志望理由書
- (5) その他必要な書類

(選考)

第7条 選考は書類審査と面接試験により、合否の判定は教授会において行う。

(手続及び許可)

第8条 選考の結果、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに編入学に必要な手続きをしなければならない。

2 前項の手続きを完了した者について、編入学を許可することができる。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成11年7月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(10) 北海学園大学奨学規程

第1条 この制度は学則第48条に基づき本大学の優秀な学生で、経済的理由により修学困難なものに奨学金を与えることにより、教育の成果をあげることを目的とする。

第2条 奨学生を希望する学生は、所定の奨学生採用願を学長に提出するものとする。

第3条 奨学生の決定は、年度毎に協議会の議を経て学長が行う。

第4条 奨学生にふさわしくない行為があった場合には、協議会の議を経て奨学生たることを取消すものとする。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

(11) 北海学園大学表彰規程

第1条 この制度は、学則第47条に基づき、将来有為の社会人たる資質を有し、体育、文化活動において特に顕著な成績をおさめ、本大学の伝統を形成し得ると認められる学生を表彰することを目的とする。

第2条 表彰学生、表彰団体は、体育、文化活動において特に顕著な成績をおさめた学生の生活態度、学業成績、将来の見込等を精査の上、卒業審査教授会に付し全員の同意を得て学長が決する。

第3条 表彰は、卒業証書・学位記授与式において賞状及び副賞をもってする。

第4条 表彰にあたっては、別に表彰学生、表彰団体表彰要領を定める。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(12) 北海学園大学学生の懲戒及び教育的措置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海学園大学学則（以下「学則」という。）第49条に基づき、学生の懲戒及び教育的措置に関する必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 学生に対する懲戒は、対象行為の内容及びその影響等を総合的に判断して、教育的配慮を加えて行うものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第3条 学則第49条で定める学生の本分にもとるものとして懲戒の対象となる行為（以下「懲戒対象行為」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 非違行為
- (3) 交通事故又は交通法規違反
- (4) 試験等における不正行為
- (5) 本学の秩序を乱し、教育・研究・社会貢献活動を妨げる行為
- (6) その他本学の名誉と信用を失墜させる行為

(懲戒の種類及び内容)

第4条 学則第49条で定める懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させることをいう。
- (2) 停学 無期又は6か月以下の期間において、教育課程の履修、大学施設の利用及び課外活動を禁止することをいう。
- (3) 講責 学生の行った行為について反省を求め、今後同様の行為が行われないよう口頭又は書面により学長が注意することをいう。

(懲戒処分の基準)

第5条 学長は、学生の懲戒対象行為が次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる懲戒処分のいずれかを行うものとする。

- (1) 行為の悪質性が認められ、かつ、その結果に重大性が認められる場合 退学又は停学
- (2) 行為の悪質性が認められるが、その結果に重大性が認められない場合 退学、停学又は講責
- (3) 行為の悪質性は認められないが、その結果に重大性が認められる場合 停学又は講責

2 前項各号の行為の悪質性については、当該学生の態度、故意の有無及び過失の程度、当該行為の内容及び性質、当該行為に至る経緯及び動機並びに反省の程度等を勘案して、学長が判断する。

3 学長は、前項の行為の悪質性について判断するにあたり、当該学生が過去に懲戒処分又は教育的措置を受けたことがある場合には当該事情を斟酌する。

4 第1項各号の結果の重大性については、当該行為によって被害を受けた者の精神的・肉体的・経済的被害の程度、当該行為が本学又は社会に及ぼした被害及び影響等を勘案して、学長が判断する。

5 懲戒処分の内容は、別表に定める懲戒処分の標準例に準拠するものとする。ただし、情状等によりその処分の程度を減じ、又は重くすることができる。

(懲戒の手続)

第6条 学生部長は、学生による懲戒対象行為があったと認めるときには、学長及び当該学生の所属学部の長

- に対して速やかに報告する。
- 2 学長は、学部長及び学生部長と協議したうえで、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分が確実であると判断した場合には、懲戒処分の決定前に当該学生に対して謹慎を命じることができる。この場合において、謹慎期間は、停学期間に算入することができる。
 - 3 学生部長は、第1項の懲戒対象行為について、速やかに当該学生の所属学部の学生委員に対して調査を命じる。
 - 4 学生部長は、学則に基づき他の委員会から学生の処分案の提示を受けた場合には、速やかに当該学生の所属学部の学生委員に対して調査を命じることができる。
 - 5 前2項の学生委員は、調査を行うにあたり、当該学生からの事情聴取を通じて事実関係の把握に努め、その内容を正確に記録しなければならない。
 - 6 前項の学生委員は、事情聴取を行うにあたり、当該学生に対してその旨を告知し、弁明の機会を与えるなければならない。その際、当該学生から申し出があれば、原則1名の付添人を同席させることができる。ただし、付添人は、事情聴取を妨げてはならない。
 - 7 学生委員会は、第3項の調査結果に基づき、懲戒の要否及び懲戒処分案について審議する。
 - 8 学生委員会は、学則に基づき他の委員会から学生の処分案の提示を受けた場合には、それを考慮しつつ、第4項の調査が行われた際にはその結果に基づき、懲戒の要否及び懲戒処分案について審議する。
 - 9 学生部長は、前2項の学生委員会の審議に基づき懲戒処分案を作成し、学部長に対して書面により報告する。
 - 10 学生部長は、懲戒対象行為が第3条第4号の試験等における不正行為である場合には、本条で定める手続に従い懲戒処分案を作成する前に、第5条における行為の悪質性の有無及び結果の重大性の有無について、学部長及び教務センター長と協議する。
 - 11 前項における行為の悪質性及び結果の重大性が認められない場合には、学部長は、第12条第2項で定める教育的措置をとる。
 - 12 学部長は、教授会において第9項の懲戒処分案を審議する。学生部長は、審議結果に基づく懲戒処分案を学長に対して書面により報告する。
(懲戒処分の決定及び通知)
- 第7条 懲戒処分の決定は、前条第12項の報告に基づき、学長が行う。**
- 2 学長は、前項の懲戒処分を決定した場合には、当該学生に対して通知しなければならない。
 - 3 学長は、前項の通知については、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に対して交付することにより行う。
(懲戒処分の公示)
- 第8条 学長は、懲戒処分を決定した場合には、処分内容及び期間を学長が指定する学内の掲示板において公示しなければならない。**
- 2 公示の期間は、次条で定める懲戒の発効の日から起算して7日とする。
(懲戒の発効及び効果)
- 第9条 懲戒の発効は、懲戒処分書の交付日とする。**
- 2 懲戒処分を受けた学生は、本学の学生表彰、授業料の減免及び各種奨学金の推薦等の対象とならないもの
- とする。
- 3 停学又は謹慎期間中の学生には、原則として一切の大学施設の利用を禁止する。ただし、学部長又は学生部長が教育指導上必要と認めた場合には、この限りではない。
 - 4 停学又は謹慎期間が当該学生の履修手続き期間と重複する場合には、当該学生の履修手続きについては、これを認めるものとする。
 - 5 停学期間中の学生からの休学の申し出は認めないが、退学の申し出は認める。ただし、停学期間中に退学した者の再入学は認めない。
(不服申立て)
- 第10条 懲戒処分を受けた学生は、学長に対して、不服を申し立てることができる。**
- 2 前項の不服申立てを行なう場合には、不服理由を記載した不服申立書を学長に対して提出しなければならない。
 - 3 第1項の不服申立ての期日は、第7条第3項で定める処分の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。ただし、正当な理由がある場合には、その理由が消滅した日から起算して10日以内に不服申立てを行うことができる。
 - 4 学長は、第1項の不服申立てがあった場合には、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
 - 5 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 副学長（総務担当）
 - (2) 副学長（内部質保証担当）
 - (3) 不服申立てを行った学生（以下「不服申立学生」という。）が所属する学部以外のすべての学部長
 - (4) 学長が指名する者（学生部長、不服申立学生が所属する学部の学部長及び学生委員を除く。）
 - 6 委員会の長は、前項第1号の副学長とする。
 - 7 委員会は、不服申立書に基づき審査を行い、必要と認める場合には、学外有識者（弁護士その他の外部専門家）の出席を求めることができる。
 - 8 不服申立学生は、書面で意見を述べ、資料を提出することができる。
 - 9 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合には、学長に対して、不服申立ての却下を求める勧告を書面により通知する。
 - 10 委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合には、学長に対して、懲戒の取消し又は変更を求める勧告を書面により通知する。
 - 11 第7項により学外有識者が委員会に出席する場合には、当該学外有識者が前2項の勧告に係る文書の起案を行う。
 - 12 学長は第9項の勧告を受け、懲戒の内容が相当であると判断した場合には、不服申立学生に対して、不服申立てを却下する旨を書面により通知する。
 - 13 学長は、第10項の勧告を受け、懲戒を取り消すのが相当であると判断した場合には、不服申立学生に対して、懲戒を取り消す旨を書面により通知する。
 - 14 学長は、第10項の勧告を受け、懲戒の内容の変更が相当であると判断した場合には、学生部長に対して、学生委員会の議を経て新たな懲戒処分案を作成するよう指示する。ただし、学生部長は、より重い懲戒処分案を作成することはできない。
 - 15 学長は、前項の懲戒処分案を不服申立学生が所属する学部の教授会に諮り、新たな懲戒処分を決定して、

- 不服申立学生に対して、書面により通知する。
- 16 不服申立てにより懲戒処分が取消し又は変更された場合には、学部長は、当該不服申立学生が被った修学上の不利益を回復するよう努めなければならない。
- 17 不服申立てにより懲戒処分が取消し又は変更された場合には、学長は、当該不服申立学生の名誉を回復するのに相当な措置を講じなければならない。
- (起訴・逮捕・勾留時の取扱い)
- 第11条** 学生が懲戒対象行為に起因して起訴された場合には、懲戒処分の決定は当該裁判所の判断が確定した後に行い、当該判断を参考にして処分内容を決定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、大学の社会的責任及び他の学生への影響等に鑑み、当該学生に対して直ちに懲戒処分を決定すべき特段の事情がある場合には、本学が独自に行う事実認定に基づき、裁判所の判断が確定するのを待つことなく懲戒処分を行うことができる。この場合には、当該学生の修学の権利を損なうことがないよう、十分な配慮をしなければならない。
- 3 懲戒対象行為を行った学生が勾留されている場合には、学生部長は、当該学生の所属学部の学生委員による接見を通じて、事実関係の把握に努めなければならない。
- 4 前項の学生と接見できない場合には、学生部長は、学長及び学部長と協議したうえで、第6条第6項で定める弁明の機会を当該学生に対して与えることなく懲戒処分手続を行うことができる。ただし、当該学生に対して弁明の機会を与えることなく懲戒処分を行う場合には、当該学生の修学の権利を損なうことがないよう、十分な配慮をしなければならない。
- (教育的措置)
- 第12条** 学生部長は、停学又は謹慎期間中の学生に対して、当該学生の所属学部の学生委員を通じて、定期的に面談及び指導を行い、その更生に努めるものとする。
- 2 学部長又は学生部長は、学生による行為が懲戒処分に相当しない場合であっても、必要があると認めるときは、教育的措置として当該学生に対して厳重注意を行うことができる。
- (停学の解除)
- 第13条** 学生部長は、停学の処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、当該処分の解除が適当であると認めるときは、学生委員会の議を経て当該処分の解除案を作成し、学部長に対して書面により報告する。
- 2 学部長は教授会において前項の停学処分の解除案を審議する。学生部長は、その審議結果に基づく停学処分の解除案を学長に対して書面により報告する。
- 3 停学処分の解除の決定は、前項の報告に基づき、学長が行う。
- 4 学長は、前項の停学処分の解除を決定した場合には、当該学生に対して通知しなければならない。
- 5 学長は、前項の通知については、停学処分を解除する旨の書面を当該学生に対して交付することにより行う。
- (懲戒に関する記録)
- 第14条** 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒原因たる事実並びに懲戒処分の内容及び理由を記載した書面を、第9条第1項の懲戒の発効日、又は第10条の不服申立手続の終了後に不服申立学生に対して通知した日から起算して5年間保存しなければならない。ただし、当該日から5年が経過しても、懲戒処分を受けた学生の在籍中は当該書面を保存しなければならない。
- 2 学長は、懲戒処分を受けた学生から請求があったときは、開示の範囲について学部長及び学生部長と協議したうえで、前項の書面の全部又は一部を開示しなければならない。
- 3 懲戒処分に関する記録は、学籍簿の賞罰欄に記載するものとする。ただし、本学が発行する証明書及び推薦書等には、その記録を記載しないものとする。
- (再審査請求)
- 第15条** 懲戒処分を受けた学生は、処分の根拠となった事実が存在しないことが明らかになった場合には、学長に対して、再審査を請求することができる。
- 2 前項の請求は、再審査理由を記載した再審査請求書を学長に対して提出することにより行う。
- 3 第1項の請求の権利は、処分の根拠となった事実が存在しないことが明らかになった日から起算して30日を経過した日に消滅する。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。
- 4 再審査の請求がなされた場合には、学長は、再審査の要否の審査を第10条第4項の不服申立審査委員会に付議する。
- 5 再審査請求により懲戒処分が取り消された場合には、学部長は、当該学生が被った修学上の不利益を回復するよう努めなければならない。
- 6 再審査請求により懲戒処分が取り消された場合には、学長は、当該学生の名誉を回復するのに相当な措置を講じなければならない。
- (大学院生への準用)
- 第16条** 大学院生の懲戒及び教育的措置に関して必要な手続等については、この規程を準用する。
- (雑則)
- 第17条** この規程に定めるもののほか、学生の懲戒及び教育的措置に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

【別表】懲戒処分の標準例

【犯罪行為】

- (殺人、強盗、強制性交等の凶悪な犯罪行為又はその未遂行為) 退学
- (傷害行為) 退学又は停学
- (窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為) 退学、停学又は譴責
- (薬物犯罪行為) 退学又は停学
- (売買春、痴漢、のぞき、強制わいせつ、盗撮等のわいせつ行為) 退学、停学又は譴責
- (侮辱、名誉毀損) 退学、停学又は譴責
- (リベンジボルノ、児童ボルノ法違反行為) 退学又は停学
- (ストーカー行為) 退学、停学又は譴責
- (コンピュータ又はネットワークの不正使用) 退学、停学又は譴責

【非違行為】

- (公序良俗に反するソーシャルネットワークの利用、公共交通機関における不快行為など、学内・学外における社会的迷惑行為) 停学又は譴責
- (セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスマント、パワー・ハラスマント、その他の人権侵害等に当たる行為) 退学、停学又は譴責

(飲酒を強要し、重大な事態を生じさせた場合) 退学、停学又は譴責
(20歳未満の者に対してそれを知りながら飲酒・喫煙を強要した場合) 退学、停学又は譴責
(20歳未満の者自ら飲酒・喫煙した場合) 停学又は譴責
【交通事故又は交通法規違反】
(自動車、原動機付き自転車、軽車両等の悪質・危険な運転による交通事故) 退学又は停学
(悪質な交通法規違反) 停学又は譴責
【試験等における不正行為】
(本学が実施する試験等における悪質な不正行為) 退学、停学又は譴責
【本学の秩序を乱し、教育・研究・社会貢献活動を妨げる行為】
(本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束、迷惑行為等) 退学、停学又は譴責
(本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為) 退学、停学又は譴責
(本学が管理する施設又は部品の破壊、汚損、不法改築等) 停学又は譴責
(本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠) 退学、停学又は譴責
(本学の教育・研究・社会貢献活動に関する評判を不当に貶める投稿、本学の構成員を誹謗中傷する投稿) 退学、停学又は譴責
【その他本学の名誉と信用を失墜させる行為】
退学、停学又は譴責

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

- (13) 北海学園大学海外留学規程
- (趣旨)
- 第1条** この規程は、北海学園大学学則第15条に規定する留学について、これを実施するために必要な事項を定める。
- (定義)
- 第2条** この規程において留学とは、学生が海外に滞在し、大学その他の相当と認められる教育・研究機関等(以下「留学先」という。)における授業科目の履修又は学修を行うことをいう。
- (適用範囲)
- 第3条** この規程は、留学先と本大学との協定に基づく留学(以下「協定留学」という。)及び協定によらない留学に適用する。
- (資格)
- 第4条** 留学をする者は、本大学に1年以上在学していなければならない。ただし、1年未満在学の者であっても夏季・冬季休業期間の場合、及び国際交流委員会が認めた場合には留学をすることができる。
- 2 協定留学については、その定めるところによる。
- (留学期間)
- 第5条** 学生が留学のため海外に滞在する期間は、原則として1年以内とする。
- (許可)
- 第6条** 留学は、留学許可願書の提出により、教授会の議に基づき学長が許可をする。
- 2 留学許可願書の提出は、原則として留学をする3月前までに行わなければならない。
- 3 留学許可願書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 留学計画書
 - (2) 留学先において履修する授業科目又は学修の内容を示す書類
 - (3) 留学先の受入証明書
 - (4) 成績証明書
 - (5) その他本大学が必要と認める書類
- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、協定留学については別に取扱うことができる。
- (計画の変更)
- 第7条** 留学の計画を変更するときは、速やかに留学計画変更願書を提出し、教授会の議に基づき学長の許可を得なければならない。
- (費用の負担)
- 第8条** 留学のために要する授業料その他の費用は、奨学制度を利用する場合を除き、原則として全額を自己負担とする。ただし、協定留学については、その定めるところによる。
- (留学報告)
- 第9条** 留学をした者は、帰国後速やかに次の書類をその所属する学部に提出しなければならない。その後、当該学部は学長へ報告するものとする。
- (1) 留学報告書
 - (2) 留学先において履修した授業科目又は学修の内容を示す書類
 - (3) 前号の科目についての成績又は学修成果を証明する書類
 - (4) その他本大学が必要と認める書類
- (単位認定)
- 第10条** 留学先において授業科目の履修により修得した

単位は、教授会の議を経て本大学において修得した単位とみなすことができる。

2 留学先における学修はこれを本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て単位を与えることができる。

3 第1項及び前項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、学則第24条第2項、第25条第1項並びに第26条第1項及び第2項による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項又は第2項の措置を希望する者は、前条に定める書類とともに単位認定願を提出しなければならない。

(許可の取消等)

第11条 留学を不適当と認める事情があるときは、教授会の議に基づき、学長は留学の許可を取消し又は留学計画の変更を命ぜることができる。

(所管)

第12条 協定留学に関する学生の相談並びに留学許可に係る手続きの受付及び教授会の審議に必要な資料の調整等に係る業務は、これを本大学国際交流委員会規程第4条第2項に定める各専門委員会において行う。

2 協定によらない留学に関する学生の相談並びに留学許可に係る手続きの受付及び教授会の審議に必要な資料の調整等に係る業務は、これを国際交流委員会において行なう。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

(14) 北海学園大学研究生規程

第1条 北海学園大学学則第38条にもとづき、研究生の取扱いをつぎのように定める。

第2条 研究生を志願することができる者は、つきの各1号に該当する者でなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 志願する学部において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

第3条 研究生の入学時期は、原則として学年、学期の始めとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

第4条 研究生を志願する者は、所定の願書に、学則別表14(1)に定める審査料を添えて、志願する学部に提出しなければならない。

第5条 研究生の選考は、各学部で行い、教授会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 研究生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、学則別表14(1)に定める研究料等を納入し、所定の手続きを完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

2 前項の研究料等のほか、必要に応じ研究実費を納入させることができる。

第7条 研究生の在学期間は、入学日からその年度末までとする。ただし、引き続き在学の願い出があったときは、教授会の議を経て、在学期間の延長を許可することがある。

第8条 研究生は、指導教員の指導をうけて研究に従事するものとする。

第9条 研究生は、指導教員が必要と認めたときは、学部の講義、演習若しくは実習に担当教員の許可を得て出席することができる。

第10条 学部が必要と認めたときは、研究生のため特別の講座を設けることがある。

第11条 学部長は、研究生の願い出により、研究証明書を交付することができる。

第12条 研究生が退学しようとするときは、退学願を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第13条 研究生について、本規程に規定のない事項については、本大学の学則（ただし第2章第1節ないし第4節を除く）その他学生に関する規程等を準用する。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

了解事項

1 第7条に定める在学期間は、3年を超えることができない。

2 第10条に定める講座については、学部学生等の聴講を認めることがある。聴講料については別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(15) 北海学園大学科目等履修生規程

第1条 北海学園大学（以下「本大学」という。）学則第40条に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

第1条の2 科目等履修生の履修区分は次によるものとする。

- (1) 特定の授業科目の単位取得を目的とする履修（科目履修制・教職課程含む）
- (2) 特定の課程（図書館学課程・社会教育主事課程・学芸員課程・日本語教員養成課程）の所要資格を得るための単位取得を目的とする履修（課程履修制）
- (3) 履修証明取得を目的とする履修（履修証明プログラム制）

第2条 科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 12年の学校教育の課程を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - (8) その他、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学で認めた者
- 2 教育職員免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。
- 3 司書となる資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者、同法第108条の短期大学を卒業した者、又は同法115条の高等専門学校を卒業した者とする。
- 4 司書教諭の所要資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、教育職員免許法に定める小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭の普通免許状を有する者又はそれを取得する見込みの者とする。
- 5 社会教育主事となる資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。
- 6 学芸員となる資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。
- 7 日本語教員養成課程修了に必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の各号に定め

る書類に、学則別表14(4)に定める入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 科目等履修生入学出願理由書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
ただし、前年度に引きつづいて入学を志願する者（同一学部に限る）は、免除する。

- (4) 科目等履修生カード
- 2 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムの履修を志願する者は、入学検定料を免除する。

第5条 科目等履修生の選考は、志願をした学部で行い、教授会の議を経て合格者を決定する。

第6条 科目等履修生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、学則別表14(4)に定める入学金及び受講料等の納入金を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学を許可する。

- 2 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムの選考に合格した者は、入学金を免除する。

第7条 科目等履修生が履修できる期間は、許可をした年度に限るものとする。

第8条 科目等履修生が履修することのできる授業科目については、当該学部又は当該委員会が許可する。

第9条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、28単位以内とし、当該学部において定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修する場合は、30単位以内とし、司書となる資格を得るに必要な授業科目のみを履修する場合は、28単位以内、司書となる資格並びに司書教諭の所要資格を得るに必要な授業科目のみを履修する場合は、38単位以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムを履修する者は、履修するコースで定められた科目のみ履修することができる。

第10条 科目等履修生は、その履修した授業科目につき、試験を受けることができる。

第11条 科目等履修生が単位を修得するためには、履修した授業科目の試験に合格しなければならない。

2 単位修得の認定は、科目等履修生の合格を決定した学部教授会の議を経て決定する。

3 前項の規定にかかわらず、本大学学則別表10に掲げる「教職課程授業科目」の単位修得の認定は、教職課程委員会の議を経て、同学則別表11に掲げる「司書又は司書教諭に関する科目」の単位修得の認定は、図書館学課程委員会の議を経て、「社会教育主事に関する科目」の単位修得の認定は、社会教育主事課程委員会の議を経て、「学芸員に関する科目」の単位修得の認定は、学芸員課程委員会の議を経て、それぞれ決定する。

4 合格した授業科目については、本人の願い出により、単位修得証明書又は科目等履修証明書を交付することができる。

第12条 第1条の2第2号に規定する科目等履修生の修了要件は、履修規程に基づく。

2 第1条の2第3号に規定する科目等履修生の修了要件は別に定める。修了の認定は教務委員会規程第5条第1号に定める小委員会の議を経て決定する。

第13条 第1条の2第2号に規定する科目等履修生が、第12条の規定により修了した場合、学長は修了証書又は修了証明書を交付する。

2 第1条の2第3号に規定する科目等履修生が、第12条第2項の規定により修了した場合、学長は履修証明

書を交付する。

第14条 科目等履修生が退学しようとするときは、退学願を当該学部長又は当該委員会の委員長に提出し、当該学部の教授会又は当該委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第15条 科目等履修生が、その本分に反する行為を行ったときは、当該学部の教授会又は当該委員会の議を経て、学長は、科目等履修生の許可を取り消す。

第16条 科目等履修生について、本規程に規定のない事項については、本大学の学則（ただし、第32条及び第33条の規定を除く。）その他学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(16) 北海学園大学授業料等に関する規程

第1条 この規程は、北海学園大学学則（以下「学則」という。）第34条、第35条、第36条及び第37条に基づき授業料等納入金に関する事項を定める。

第2条 北海学園大学の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費、大学諸費（以下「授業料等」という。）及び入学検定料は、学則別表13に掲げる額とする。

第3条 授業料等の納入期限は、学則別表13に掲げる期日とする。

2 学則第32条第4項に基づき第1学期末の卒業を認められた者については、第2期分の授業料等の納入を免除する。

3 学則第16条に基づき本大学と海外の大学との共同学位にかかる協定により海外の大学に在籍している者については、その期間中の授業料等の納入を免除することができる。

第4条 退学、転入学、休学を許可、又は、命じられたものの授業料等は、その期分までを納入し、また、復学を許可された者は、その期分から納入しなければならない。

第5条 納入期日を経過してもなお納入しない学生は、学則第31条及び第36条により処分する。

第6条 経済等の事情により授業料等を定められた期日までに納入が困難な場合は、納入期限の10日前までに所定の学費延納願を学費支給者連署の上提出し許可を得なければならない。

第7条 学則第42条及び第45条に基づく研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生に係る入学金、研究料、受講料、実験実習費及び入学検定料又は審査料は、学則別表14に掲げる額とする。

ただし、研究生の研究料及び実験実習費（工学部）は次のとおりとする。

第1学期からの入学者 受入学部研究料、実験実習費（工学部）の全額

第2学期からの入学者 受入学部研究料、実験実習費（工学部）の半額

2 前項の入学金、研究料、受講料、実験実習費は、所定の期日までに納入しなければならない。所定の期日までに納入しない場合は、入学を許可しない。

3 単位互換協定又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

4 研究生講座を学部学生等が聴講する場合の受講料は、学則別表14に掲げる額とする。

第8条 学則第50条第7項、第51条第7項及び第51条の2第3項に基づく教職課程、図書館学課程、社会教育主事課程、学芸員課程及び日本語教員養成課程を受講する場合の受講料は、学則別表14に掲げる額を、所定の期日までに納入しなければならない。

第9条 学則第12条、第13条及び第30条、第31条に基づく編入学、転入学、学士入学、転学部、復学、再入学、復籍の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費、大学諸費及び入学検定料等は、次のとおりとする。また、学部規則に基づく転部、同一学部転学科の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費、大学諸費及び入学検定料等は、次のとおりとする。

	編入学 転入学 学士入学	転部 1部→2部	転部 2部→1部	転学部	復 学	同一学部 転学科	再入学・ 復籍
入学金	学則別表 13に掲げ る入学金と同額	-	学則別表 13に掲げ る入学金と同額 (以前納入金額との差額徵収)	-	-	-	学則別表 13に掲げ る入学金と同額
授業料 教育充実費 実験実習費 大学諸費	編入学・ 転入学・ 学士入学 年次の額	転部 年次の額	転部 年次の額	転学部 年次の額	復学 年次の額	転学科 年次の額	再入学・ 復籍年次の 額
入学検定料	学則別表 13に掲げ る入学検定料と同額	-	-	-	-	-	-
転部料	-	学則別表 13に掲げ る入学検定料と同額	学則別表 13に掲げ る入学検定料と同額	-	-	-	-
転学部料	-	-	-	学則別表 13に掲げ る入学検定料と同額	-	-	-
復学料	-	-	-	-	学則別表 13に掲げ る入学検定料の1/2	-	-
同一学部転学科料	-	-	-	-	-	学則別表 13に掲げ る入学検定料と同額	-
再入学及び復籍料	-	-	-	-	-	-	学則別表 13に掲げ る入学検定料と同額

- 2 前項の入学金、入学検定料、転部料、転学部料、復学料、同一学部転学科料並びに再入学及び復籍料は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 学則第27条第2項に基づき休学した者が第2学期より復学するときは、復学料、第2期分の授業料、教育充実費（1部50,000円、2部30,000円）、実験実習費（40,000円・工学部のみ）及び大学諸費（1部10,000円、2部4,000円）を納入しなければならない。

第10条 既納の授業料等納入金は、これを返還しない。

第11条 本規程に定めるもののほか、授業料等及びその他納付金の徵収について必要な事項は、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成11年度入学者から適用し、平成10年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については従前の規程によ

る。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成14年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成15年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成17年度入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

ただし、第3条第3項の規定は令和2年度以降の入学者から適用し、平成31年度以前の入学者については従前の規定による。

別表13 授業料等

(1) 1部

区 分				金 額
入 学 检 定 料	経 法	濟 人	学 文	部 部 部 部
	經 法	營 人	学 文	30,000円 30,000
	濟 人	學 人	部 部	30,000 30,000
	學 人	學 人	部 部	30,000 30,000
	部 人	部 人	部 部	30,000 30,000
入 学 金	經 法	濟 人	学 文	部 部 部 部
	經 法	營 人	学 文	200,000 200,000
	濟 人	學 人	部 部	200,000 200,000
	學 人	學 人	部 部	200,000 200,000
	部 人	部 人	部 部	200,000 200,000

授業料	経済法 人 工 文 学 部 門	済 營 學 學 部 門	年額 872,000
			年額 872,000
			年額 872,000
			年額 896,000
			年額 1,140,000
教育充実費	経済法 人 工 文 学 部 門	済 營 學 學 部 門	年額 100,000
実験実習費	工 学 部 門	年額 80,000	
大学諸費	経済法 人 工 文 学 部 門	済 營 學 學 部 門	年額 10,000

(2) 2部

区 分		金 额
入学検定料	経済法学部	30,000円
	経営学部	30,000
	法学部	30,000
	文学部	30,000
入学金	経済法学部	100,000
	経営学部	100,000
	法学部	100,000
	文学部	100,000
授業料	経済法学部	436,000
	経営学部	436,000
	法学部	436,000
	文学部	448,000
教育充実費	経済法学部	50,000
	経営学部	50,000
	法学部	50,000
	文学部	50,000
大学諸費	経済法学部	4,000
	経営学部	4,000
	法学部	4,000
	文学部	4,000

授業料、教育充実費、実験実習費、大学諸費の納入期限は、次のとおりとする。

第1期 4月20日

第2期 9月30日

ただし、新入学生及び再入学、復籍を許可された者に限り第1期分の授業料等は、所定の期日までに納入しなければならない。

別表14 受講料等

(1) 研究生

区 分		金 额
審査料		15,000円
入学金	(本学卒業者免除)	50,000
研究料	経済法学部	218,000
	経営学部	218,000
	法学部	218,000
	文学部	224,000
	工 学 部 門	年額 285,000
実験実習費	工 学 部 門	80,000

(2) 学部学生等が聴講する研究生講座

区 分		金 额
受講料	経済法学部	1 単位 8,000円
	経営学部	1 单位 8,000
	法学部	1 单位 8,000
	文学部	1 单位 9,000
	工 学 部 門	1 单位 10,000

(3) 委託生

区 分		金 额
入學検定料		30,000円
入 学 金		50,000
受講料	経済法学部	1 单位 8,000
	経営学部	1 单位 8,000
	法学部	1 单位 8,000
	文学部	1 单位 9,000
	工 学 部 門	1 单位 10,000
実験実習費	工 学 部 門	実験を履修する者 80,000

(4) 科目等履修生

区 分		金 额
入學検定料	(本学卒業者免除) (履修証明プログラム受講生免除)	30,000円
入 学 金	(本学卒業者免除) (履修証明プログラム受講生免除)	50,000
受講料	経済法学部	1 单位 8,000
	経営学部	1 单位 8,000
	法学部	1 单位 8,000
	文学部	1 单位 9,000
	工 学 部 門	1 单位 10,000
		履修証明プログラム受講生 48,000
実験実習費	工 学 部 門	実験を履修する者 80,000

(5) 教職課程(在学生)

区 分		金 额
受 講 料	教科 1 单 位 (実習費は、実費徴収)	53,000円 8,000

(6) 図書館学課程

区 分		金 额
入学検定料	(本学卒業者免除)	30,000円
受講料	司書	
	在学 生	63,000
	本学 卒業 生	185,000
	他 大学 卒業 生	238,000
受講料	司書教諭	
	在学 生	31,000
	本学 卒業 生	92,000
	他 大学 卒業 生	118,000
受講料	同時受講	
	在学 生	66,000
	本学 卒業 生	212,000
	他 大学 卒業 生	264,000
	科目受講者	1 单位 8,000

(7) 社会教育主事課程

区 分		金 额
入學検定料	(本学卒業者免除)	30,000円
入 学 金	(本学卒業者免除)	50,000
受講料	在学 生	23,000
	本学 卒業 生	68,000
	他 大学 卒業 生	87,000
	科 目 受 講 者 (実習費は、実費徴収)	1 单位 8,000

(8) 学芸員課程

区分		金額
入学検定料	(本学卒業者免除)	30,000円
入学金	(本学卒業者免除)	50,000
受講料	在学生 本学卒業生 他大学卒業生 科目受講者 (実習費は、実費徴収)	39,000 115,000 147,000 1単位 8,000

(9) 日本語教員養成課程

区分		金額
入学検定料	(本学卒業者免除)	30,000円
入学金	(本学卒業者免除)	50,000
受講料	在学生 人文学部(免除) 他の学部 卒業生 本大学卒業生 他大学卒業生	30,000 1単位 9,000
修了証書手数料		5,000

(10) 特別聴講学生

区分		金額
入学検定料		30,000円
入学金		50,000
受講料	経済学部 経営学部 法学部 人文学部 工学部	1単位 8,000 1単位 8,000 1単位 8,000 1単位 9,000 1単位 10,000
実験実習費	工学部	実験を履修する者 80,000

平成28年度より、入学検定料及び入学金の取扱いについては、次のとおりとする。
 (1) 研究生、(4) 科目等履修生、(6) 図書館学課程、(7) 社会教育主事課程、(8) 学芸員課程、(9) 日本語教員養成課程に記載のある本学卒業者免除には北海商科大学卒業者を含む。

(17) 北海学園大学大学院学則

昭和45年3月26日 制定

目次

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 入学、転入学、再入学、転学及び留学(第8条-第14条)
- 第3章 休学、退学及び除籍(第15条-第17条)
- 第4章 教育方法等(第18条-第25条)
- 第5章 課程の修了要件及び学位の授与(第26条-第29条)
- 第6章 賞罰(第30条-第31条)
- 第7章 授業料等、授業料等の免除(第32条-第33条)
- 第8章 運営組織(第34条-第38条)
- 第9章 研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生(第39条-第46条)
- 第10章 附属施設(第47条)
- 第11章 雜則(第48条-第49条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 北海学園大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

(認証評価)

第2条の2 本大学院は、前条の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

2 削除

3 第1項に関する事項については、別に定める。

(ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメント)

第2条の3 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図るため、その教育職員及び事務職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(前項に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

(情報公開)

第2条の4 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(大学院の課程)

第3条 本大学院に、修士課程及び博士(後期)課程を置く。

2 専門職学位課程を修了した者が博士(後期)課程に進学する場合、専門職学位課程を、修士課程と同等のものとして扱う。

(修士課程)

第3条の2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(博士（後期）課程)

第3条の3 博士（後期）課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の4 削除

(研究科、専攻、入学定員及び収容定員)

第4条 本大学院修士課程に、次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	15人	30人
経営学研究科	経営学専攻	7人	14人
法学研究科	法律学専攻	7人	14人
	政治学専攻	5人	10人
文学研究科	日本文化専攻	5人	10人
	英米文化専攻	5人	10人
工学研究科	建設工学専攻	6人	12人
	電子情報生命工学専攻	6人	12人

2 本大学院博士（後期）課程に、次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	3人	9人
経営学研究科	経営学専攻	3人	9人
法学研究科	法律学専攻	2人	6人
	政治学専攻	2人	6人
文学研究科	日本文化専攻	2人	6人
	英米文化専攻	2人	6人
工学研究科	建設工学専攻	2人	6人
	電子情報生命工学専攻	2人	6人

3 削除

4 削除

5 研究科に関する規則は、別に定める。

(標準修業年限及び最長修業年限)

第4条の2 修士課程の標準修業年限は2年とし、4年を超えて在学することができない。

2 博士（後期）課程の標準修業年限は3年とし、6年を超えて在学することができない。

3 第25条に基づく特例学生のうち、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下、「長期履修」という。）を認めることができる。

4 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は修士課程3年、博士（後期）課程5年とする。長期履修に関する事項は、各研究科で別に定める。

5 削除

6 削除

7 削除

(学年及び授業時間)

第5条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第6条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本大学院において授業及び研究指導を行わない日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 5月16日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日は、別に定める。

3 臨時休業日は、そのつど定める。

第2章 入学、転入学、再入学、転学及び留学

(入学の時期)

第8条 本大学院の入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第9条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和28年2月7日文部省告示第5号）で文部科学大臣が指定した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者

(6) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士（後期）課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者

(2) 外国の大学において前号と同等又は同等以上の学力を有する者

(3) 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定（平成元年9月1日文部省告示第118号）で文部科学大臣が指定した者

(4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の願出)

第10条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に別表第4に定める入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。転入学についても、同じとする。

(転入学)

第11条 転入学を志願する者は、前条に掲げるもののほか、現在在学する大学院を置く大学の学長の許可書を添付しなければならない。

(再入学)

第12条 正当な理由で退学した者が、再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、学長が許可することができる。

(転 学)

第13条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第13条の2 学生は、学長の許可を得て、外国の大学院又はそれに相当する教育・研究機関等に留学し、必要な研究指導等を受けることができる。

2 留学を志望する者は、所定の留学許可願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

3 留学期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究及び教育上特に必要があると認められるときは、その期間を延長することができる。

4 前項の留学期間は、第4条の2第1項から第4項までの標準修業年限に算入する。

5 留学に関する規程は、別に定める。

(入学の許可)

第14条 本大学院に入学し、再入学し、又は転入学しようとする者については、選考を行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

2 前項による合格者のうち、指定期日までに、別表第4に掲げる入学金等を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

第3章 休学、退学及び除籍

(休 学)

第15条 疾病その他特別の事情により、長期にわたり学修できず、所定様式の休学願を研究科長に提出した者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、当該年度に限り、休学することができる。

2 学年の始めにおいて既に標準修業年限を満たしている者が、疾病その他特別の事情により休学を願い出る場合には、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、前期の終わりまで休学することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、疾病その他特別の事情により休学の願い出がある場合には、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、引き続き前期の終わり又は年度の終わりまで、休学することができる。

4 引き続き休学できる期間は、当初の休学期間を含めて2ヶ年を限度とする。

5 学生は、休学理由が消滅し、休学期間が満了するときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、在学する課程の標準修業年限と同じ年数を超えることはできない。

7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退 学)

第16条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第17条 次の各号の一に該当する者については、学長は、

研究科委員会の議を経て、除籍するものとする。

(1) 修士課程にあっては第4条の2第1項、博士（後期）課程にあっては同条第2項の在学期間を超えるとき。

(2) 削除

(3) 死亡したとき

(4) 行方不明になったとき

(5) 授業料等の納入を怠り、督促を受けて、なお納入しないとき

(6) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき

(7) 入学を辞退したとき

2 前項第4号、第5号又は第6号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第12条の規定を準用する。

第4章 教育方法等

(授業科目及び単位数)

第18条 本大学院に開設する修士課程及び博士（後期）課程の授業科目及び単位数は、研究科に応じ別表第1及び第2に掲げるとおりとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき認定単位数を別に定める場合は、この限りではない。

(授業及び研究指導)

第19条 本大学院修士課程及び博士（後期）課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(履修方法等)

第19条の2 削除

第19条の3 各研究科における研究指導及び履修に関する規定は、別に定める。

2 学生は、指導教授の承認を得たうえで、研究科委員会の議を経て、本大学院の他の研究科又は北海学園大学の学部の授業科目を履修することができる。

(単位の計算方法)

第20条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第21条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習及び実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学院は、前項に規定する授業科目について、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(指導教授)

第23条 修士課程及び博士（後期）課程の学生の研究指導に当るため、各学生に指導教授を定める。

2 前項の指導教授は、研究科委員会において定める。（他の大学院における授業科目の履修等）

第24条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めるもの

- とする。
- 2 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなす。
 - 3 前2項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について、準用する。
- (入学前の既修得単位等の認定)
- 第24条の2 研究科において、教育上有益と認めるときは、本大学院に入学した学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により研究科委員会の議を経て認定することができる。**
- 2 前項により与えることのできる単位数は、修士課程又は博士（後期）課程の学生にあっては、15単位を超えないものとする。
 - 3 前項の単位は、修士課程及び博士（後期）課程学生の、第4条の2第1項及び第2項に定める標準修業年限の短縮を伴わない。
- 4 削除
- 第24条の3 第24条第2項及び前条第2項で修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。**
- (教育方法の特例)
- 第25条 研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。**
- ### 第5章 課程の修了要件及び学位の授与 (単位の授与及び評価)
- 第26条 本大学院においては、所定の授業科目を履修した者に対して試験の上単位を与える。**
- 2 試験は、原則として学年末又は学期末に行う。
 - 3 授業科目の成績の評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)及び不可(D)の5種とし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、この成績の評価になじまない一部の科目の評価は、合否の2種とし、合を合格とする。
- 第26条の2 削除
(修士課程及び博士（後期）課程の修了要件)**
- 第27条 修士課程の修了の要件は、本大学院の修士課程に2年以上在学し、経済学研究科及び文学研究科にあっては32単位以上、経営学研究科、法学研究科及び工学研究科にあっては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科が当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。**
- ただし、在学期間に關しては、本大学院に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本大学院の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 2 博士（後期）課程の修了要件は、本大学院の博士（後期）課程に3年以上在学し、法学研究科、文学研究科にあっては12単位以上、経済学研究科、経営学研究科及び工学研究科にあっては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。
- ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、博士（後期）課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び同第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程における在学期間を含む。）」とする。
 - 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位〔学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。〕を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年〔専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年〕以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 第27条の2 削除
(学位の授与)**
- 第28条 修士課程又は博士（後期）課程を修了した者は、北海学園大学学位規則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。**
- 2 本大学院の博士（後期）課程を修了しない者であっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格して、本大学院博士（後期）課程修了者と同等以上の学力があると認められる場合には、博士の学位を授与することができる。
 - 3 北海学園大学学位規則は、別に定める。
- (教育職員免許状の資格の取得)
- 第29条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。**
- 2 本大学院の研究科の専攻において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次のとおりとする。
- | 研究科専攻 | 教育職員の免許状の種類 | (免許教科) |
|---------------|-------------|--------|
| 経済学研究科 経済政策専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 社会 |
| 同 上 同 上 | 高等学校教諭専修免許状 | 地理歴史 |
| 同 上 同 上 | 高等学校教諭専修免許状 | 公民 |
| 同 上 同 上 | 高等学校教諭専修免許状 | 商業 |
| 経営学研究科 経営学専攻 | 高等学校教諭専修免許状 | 商業 |
| 法学研究科 法律学専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 社会 |
| 同 上 同 上 | 高等学校教諭専修免許状 | 公民 |
| 同 上 政治学専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 社会 |
| 同 上 同 上 | 高等学校教諭専修免許状 | 公民 |
| 文学研究科 日本文化専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 国語 |
| 同 上 同 上 | 高等学校教諭専修免許状 | 国語 |
| 同 上 同 上 | 高等学校教諭専修免許状 | 地理歴史 |

同上	英米文化専攻	中学校教諭専修免許状	英語
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	英語
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
工学研究科 建設工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	業

3 教育職員の免許状授与の所要資格を取得するための必要な事項は、別に定める。

第6章 賞罰

(表 彰)

第30条 学生で人物学業ともに優秀な者を、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。
(奨学制度)

第30条の2 学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学生規程は、別に定める。

(個人の秘密を守る義務)

第30条の3 学生は、本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

2 法令による証人等となり前項の秘密に属する事項を発表する場合には、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(懲 戒)

第31条 学生が本大学院の学則もしくは北海学園大学の諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒することができる。

2 懲戒は、謹責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力不振で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らした者
- (4) その他学生としての本分に反した者

第7章 授業料等、授業料等の免除

(授業料等)

第32条 学生は、別表第4に掲げる額の入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費を、別に定めるところにより、納入しなければならない。

2 第4条の2第3項の長期履修の学生が履修期間を短縮して修了する場合、残存期間の授業料、教育充実費及び実験実習費を納入する。

3 特別の事情により、授業料、教育充実費及び実験実習費の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより、当該納入金を延納することができる。

4 休学者は、その期間中の授業料、教育充実費及び実験実習費の納入を免除する。ただし、別表第4による各分納期の途中で休学、退学する場合は、その期の授業料、教育充実費及び実験実習費の納入を免除しない。

5 本大学院学則第4条の2に定める標準修業年限又は修了年限（修士課程3年の長期履修及び博士（後期）課程5年の長期履修）を超えて在学する者が9月に課程を修了した場合は、別表第4に掲げる納入金のうち、第2期分の授業料・教育充実費・実験実習費を免除する。なお、9月修了に関しては研究科の定めるところによる。

(入学検定料等の不返還)

第33条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費は、返還しない。

第8章 運営組織

(学長)

第34条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(研究科委員会)

第35条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、その研究科の授業科目を担当する専任の教員をもって組織する。

3 削除

4 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

5 研究科長は、研究科委員会が必要と認めるときは、他の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。ただし、この職員は、議決に加わることはできない。

(研究科長)

第35条の2 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科の専任教授をもって充て、研究科を統括する。

3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 その選出方法及び職務については、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第36条 研究科委員会は、その研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 研究科の組織に関する事項

(2) 教育研究の指導に関する事項

(3) 教員の選考に関する事項

(4) 学生の入学、留学、休学、退学、その他の学籍に関する事項

(5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項

(6) 試験及び修士論文又は博士論文の審査に関する事項

(7) その他その研究科に関する重要な事項

2 研究科委員会は、前項に掲げる事項のうち第1号から第6号までの事項及びその他学長が定める事項について、学長に意見を述べるものとする。

第36条の2 削除

第36条の3 第36条の決定が他の研究科に著しい関連がある場合には、各研究科は大学院委員会の承認を得るものとする。

(大学院委員会)

第37条 本大学院に、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、各研究科長及び各研究科委員会において委員の互選によって選任した2人の委員をもって組織する。

ただし、特別の事由のある場合は、この限りでない。

3 研究科委員会の委員の互選によって選任された委員の任期は、2年とする。

4 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第38条 大学院委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教育研究の基本に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 将来の計画に関する事項

(5) その他本大学院に関する重要な事項

(事務組織)

第38条の2 本大学院は、大学院の事務を処理するため、事務組織を設ける。

2 事務組織及び事務分掌については、別に定める。

第9章 研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生)

第39条 本大学院において、大学院修士課程、博士（後期）課程又は法科大学院の課程の修了者で特定事項につき研究を行なおうとする者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

(法務研究員)

第40条 本学法科大学院を修了した者が司法試験を受験するために引き続き本学の施設・図書等の利用を希望する場合には、学長は、学生の教育に支障のない限り、法学研究科委員会の議を経て、法務研究員として、これを許可することができる。

2 前項の法務研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第41条 公の機関又は団体等から、本大学院において研究指導を受けさせるため、その職員を委託されたときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て、委託生として、これを許可することができる。

2 第39条第2項の規定は、委託生について準用する。

(特別聴講学生)

第42条 本大学院において、特定の授業科目を履修する他の大学院の学生があるときは、本大学院の学生の教育に支障のない限り、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として、その履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

(聴講生)

第43条 本大学院の特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、聴講生として、これを許可することができる。

2 聽講生が授業科目の試験に合格したときは、証明書を交付する。

(科目等履修生)

第43条の2 本大学院の修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

(外国人学生)

第44条 外国人で第9条各号の一に該当する者の入学の願い出があるときは、学長は、研究科委員会の選考を経て、外国人学生として、入学を許可することができる。

2 外国人の入学手続については、別に定めるところによる。

(受講料等)

第45条 研究生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び委託生は、別表第5に掲げる金額を納入しなければならない。

2 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく

特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

3 外国人学生の納入金は、別表第4及び第5に掲げる金額と同額とする。

(適用除外)

第46条 研究生、委託生、特別聴講学生、聴講生及び外国人学生については、この章で定めるもののほかは、この学則を準用する。ただし、研究生、委託生及び聴講生については、第5章の規定を、特別聴講学生及び科目等履修生については、第27条から第28条までの規定を準用しない。

第10章 附属施設

(研究所)

第47条 本大学院の各研究科に研究所を置くことができる。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

第11章 雜則

(準則)

第48条 本学則において特に定めがない事項については、北海学園大学学則を準用する。

(学則の改廃)

第49条 本学則の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 第4条中、法学研究科法律学専攻の総定員「14人」とあるのは、昭和62年3月31日までは、「7人」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかるとおりとする。

平成28年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経 濟 政 策 専 攻	人 15	人 30
経営学研究科	経 営 学 専 攻	7	14
法学研究科	法 律 学 専 攻	7	14
文学研究科	政 治 学 専 攻	5	10
工学研究科	日本文化専攻 英米文化専攻 建設工学専攻 電子情報工学専攻 電子情報生命工学専攻	5 5 6 — 6	10 10 12 — 12

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかるとおりとする。

平成29年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経 濟 政 策 専 攻	15	30
経営学研究科	経 営 学 専 攻	7	14
法学研究科	法 律 学 専 攻	7	14
文学研究科	政 治 学 専 攻	5	10
工学研究科	日本文化専攻 英米文化専攻 建設工学専攻 電子情報工学専攻 電子情報生命工学専攻	5 5 6 — 6	10 10 12 — 12

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第4条第2項の規定にかかるとおりとする。

平成30年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経 濟 政 策 専 攻	15	30
経営学研究科	経 営 学 専 攻	7	14
法学研究科	法 律 学 専 攻	7	14
文学研究科	政 治 学 専 攻	5	10
工学研究科	日本文化専攻 英米文化専攻 建設工学専攻 電子情報工学専攻 電子情報生命工学専攻	5 5 6 — 6	10 10 12 — 12

研究科・博士課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経 濟 政 策 専 攻	3	9
経営学研究科	経 営 学 専 攻	3	9
法学研究科	法 律 学 専 攻	2	6
文学研究科	政 治 学 専 攻	2	6
工学研究科	日本文化専攻 英米文化専攻 建設工学専攻 電子情報工学専攻	2 2 2 2	6 6 6 2

3 第4条第3項の規定にかかるとおりとする。

平成30年度

研究科・専門職学位課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法 務 専 攻	—	36

平成31年度

研究科・専門職学位課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法 務 専 攻	—	18

平成32年度

研究科・専門職学位課程	専 攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法 務 専 攻	—	—

備考 法務研究科は、平成30年度から募集停止となるため収容定員のみの表示とする。

4 法務研究科の入学に関する規定は、平成30年度から適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項および同条第2項の規定にかかわらず平成31年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成31年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経 濟 政 策 専 攻	人 15	人 30
経営学研究科	経 営 学 専 攻	人 7	人 14
法学研究科	法 律 学 専 攻	人 7	人 14
	政 治 学 専 攻	人 5	人 10
文学研究科	日本文化専攻	人 5	人 10
	英米文化専攻	人 5	人 10
工学研究科	建設工学専攻	人 6	人 12
	電子情報工学専攻	人 -	人 -
	電子情報生命工学専攻	人 6	人 12

研究科・博士課程	専 攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経 濟 政 策 専 攻	人 3	人 9
経営学研究科	経 営 学 専 攻	人 3	人 9
法学研究科	法 律 学 専 攻	人 2	人 6
	政 治 学 専 攻	人 2	人 6
文学研究科	日本文化専攻	人 2	人 6
	英米文化専攻	人 2	人 6
工学研究科	建設工学専攻	人 2	人 6
	電子情報生命工学専攻	人 2	人 4

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

(18) 北海学園大学大学院学則別表

別表第1

(修士課程)

1 経済学研究科

授業科目	単位数	備考
経済政策総論特殊講義	4	
経済政策総論特殊講義演習1	4	
経済政策総論特殊講義演習2	4	
経済政策史特殊講義I	4	
経済政策史特殊講義I演習1	4	
経済政策史特殊講義I演習2	4	
経済政策史特殊講義II	4	
経済政策史特殊講義II演習1	4	
経済政策史特殊講義II演習2	4	
産業政策特殊講義	4	
産業政策特殊講義演習1	4	
産業政策特殊講義演習2	4	
農業政策特殊講義	4	
農業政策特殊講義演習1	4	
農業政策特殊講義演習2	4	
商業政策特殊講義	4	
商業政策特殊講義演習1	4	
商業政策特殊講義演習2	4	
流通経済論特殊講義	4	
流通経済論特殊講義演習1	4	
流通経済論特殊講義演習2	4	
中小企業政策特殊講義	4	
中小企業政策特殊講義演習1	4	
中小企業政策特殊講義演習2	4	
金融政策特殊講義I	4	
金融政策特殊講義I演習1	4	
金融政策特殊講義I演習2	4	
金融政策特殊講義II	4	
金融政策特殊講義II演習1	4	
金融政策特殊講義II演習2	4	
開発政策特殊講義I	4	
開発政策特殊講義I演習1	4	
開発政策特殊講義I演習2	4	
開発政策特殊講義II	4	
開発政策特殊講義II演習1	4	
環境政策特殊講義	4	
環境政策特殊講義演習1	4	
環境政策特殊講義演習2	4	
環境経済論特殊講義	4	
環境経済論特殊講義演習1	4	
環境経済論特殊講義演習2	4	
社会政策特殊講義	4	
社会政策特殊講義演習1	4	
社会政策特殊講義演習2	4	
労働政策特殊講義	4	
労働政策特殊講義演習1	4	
労働政策特殊講義演習2	4	
社会保障論特殊講義	4	
社会保障論特殊講義演習1	4	
社会保障論特殊講義演習2	4	
労働経済論特殊講義	4	
労働経済論特殊講義演習1	4	
労働経済論特殊講義演習2	4	
理論経済学特殊講義I	4	
理論経済学特殊講義I演習1	4	
理論経済学特殊講義I演習2	4	
理論経済学特殊講義II	4	
理論経済学特殊講義II演習1	4	
理論経済学特殊講義II演習2	4	
理論経済学特殊講義III	4	
理論経済学特殊講義III演習1	4	
理論経済学特殊講義III演習2	4	
経済学原理特殊講義	4	
経済学原理特殊講義演習1	4	
経済学原理特殊講義演習2	4	
社会経済学特殊講義I	4	
社会経済学特殊講義I演習1	4	
社会経済学特殊講義I演習2	4	
社会経済学特殊講義II	4	
社会経済学特殊講義II演習1	4	
社会経済学特殊講義II演習2	4	
経済学史特殊講義	4	
経済学史特殊講義演習1	4	
経済学史特殊講義演習2	4	
社会思想史特殊講義I	4	
社会思想史特殊講義I演習1	4	
社会思想史特殊講義I演習2	4	
社会思想史特殊講義II	4	
社会思想史特殊講義II演習1	4	
社会思想史特殊講義II演習2	4	
社会思想史特殊講義III	4	
社会思想史特殊講義III演習1	4	
社会思想史特殊講義III演習2	4	

財政学特殊講義	4		社会調査論特殊講義 I 演習 2	4	
財政学特殊講義演習 1	4		社会調査論特殊講義 II	4	
財政学特殊講義演習 2	4		社会調査論特殊講義 II 演習 1	4	
地方財政論特殊講義	4		社会調査論特殊講義 II 演習 2	4	
地方財政論特殊講義演習 1	4		教育社会経済論特殊講義	4	
地方財政論特殊講義演習 2	4		教育社会経済論特殊講義演習 1	4	
税制論特殊講義	4	平成30年度 入学者から適用	教育社会経済論特殊講義演習 2	4	
税制論特殊講義演習 1	4	平成30年度 入学者から適用	経済政策特殊講義 I	4	
税制論特殊講義演習 2	4	平成30年度 入学者から適用	経済政策特殊講義 II	4	
税法特殊講義	4	平成30年度 入学者から適用	論文指導 I	4	修了要件に含まない
税法特殊講義演習 1	4	平成30年度 入学者から適用	論文指導 II	4	修了要件に含まない
税法特殊講義演習 2	4	平成30年度 入学者から適用	寄附講座 I	2	
日本経済論特殊講義	4	平成30年度 入学者から適用	寄附講座 II	2	
日本経済論特殊講義演習 1	4		特別講義	2~4	
日本経済論特殊講義演習 2	4				
地域経済論特殊講義 I	4				
地域経済論特殊講義 I 演習 1	4				
地域経済論特殊講義 I 演習 2	4				
地域経済論特殊講義 II	4				
地域経済論特殊講義 II 演習 1	4				
地域経済論特殊講義 II 演習 2	4				
都市政策特殊講義	4				
都市政策特殊講義演習 1	4				
都市政策特殊講義演習 2	4				
交通政策論特殊講義	4	令和6年度 入学者から適用			
交通政策論特殊講義演習 1	4	令和6年度 入学者から適用			
交通政策論特殊講義演習 2	4	令和6年度 入学者から適用			
北海道経済史特殊講義	4				
北海道経済史特殊講義演習 1	4				
北海道経済史特殊講義演習 2	4				
北海道開発論特殊講義	4				
北海道開発論特殊講義演習 1	4				
北海道開発論特殊講義演習 2	4				
北海道経済論特殊講義	4				
北海道経済論特殊講義演習 1	4				
北海道経済論特殊講義演習 2	4				
協同組合組織論特殊講義	4				
協同組合組織論特殊講義演習 1	4				
協同組合組織論特殊講義演習 2	4				
国際経済論特殊講義 I	4				
国際経済論特殊講義 I 演習 1	4				
国際経済論特殊講義 I 演習 2	4				
国際経済論特殊講義 II	4	平成27年度 入学者から適用			
国際経済論特殊講義 II 演習 1	4	平成27年度 入学者から適用			
国際経済論特殊講義 II 演習 2	4	平成27年度 入学者から適用			
グローバル地域論特殊講義 I	4	平成27年度 入学者から適用			
グローバル地域論特殊講義 I 演習 1	4	平成27年度 入学者から適用			
グローバル地域論特殊講義 I 演習 2	4	平成27年度 入学者から適用			
グローバル地域論特殊講義 II	4	令和4年度 入学者から適用			
グローバル地域論特殊講義 II 演習 1	4	令和4年度 入学者から適用			
グローバル地域論特殊講義 II 演習 2	4	令和4年度 入学者から適用			
発展途上国論特殊講義	4				
発展途上国論特殊講義演習 1	4				
発展途上国論特殊講義演習 2	4				
国際関係論特殊講義	4				
国際関係論特殊講義演習 1	4				
国際関係論特殊講義演習 2	4				
ロシア極東社会経済論特殊講義	4				
ロシア極東社会経済論特殊講義演習 1	4				
ロシア極東社会経済論特殊講義演習 2	4				
中国社会経済論特殊講義 I	4				
中国社会経済論特殊講義 I 演習 1	4				
中国社会経済論特殊講義 I 演習 2	4				
中国社会経済論特殊講義 II	4				
中国社会経済論特殊講義 II 演習 1	4				
中国社会経済論特殊講義 II 演習 2	4				
韓国社会経済論特殊講義 I	4				
韓国社会経済論特殊講義 I 演習 1	4				
韓国社会経済論特殊講義 I 演習 2	4				
韓国社会経済論特殊講義 II	4	平成27年度 入学者から適用			
韓国社会経済論特殊講義 II 演習 1	4	平成27年度 入学者から適用			
韓国社会経済論特殊講義 II 演習 2	4	平成27年度 入学者から適用			
経済統計学特殊講義	4				
経済統計学特殊講義演習 1	4				
経済統計学特殊講義演習 2	4				
社会調査論特殊講義 I	4				
社会調査論特殊講義 I 演習 1	4				

別表第2

(博士(後期)課程)

1 経済学研究科

授業科目	単位数	備考			
比較経済政策史特殊研究Ⅰ	2		開発政策論特殊研究Ⅱ演習3	4	
比較経済政策史特殊研究Ⅰ演習1	2		経済規制政策特殊研究Ⅰ	2	
比較経済政策史特殊研究Ⅰ演習2	4		経済規制政策特殊研究Ⅰ演習1	2	
比較経済政策史特殊研究Ⅰ演習3	4		経済規制政策特殊研究Ⅰ演習2	4	
比較経済政策史特殊研究Ⅱ	2		経済規制政策特殊研究Ⅰ演習3	4	
比較経済政策史特殊研究Ⅱ演習1	2		経済規制政策特殊研究Ⅱ	2	
比較経済政策史特殊研究Ⅱ演習2	4		経済規制政策特殊研究Ⅱ演習1	2	
比較経済政策史特殊研究Ⅱ演習3	4		経済規制政策特殊研究Ⅱ演習2	4	
比較経済政策史特殊研究Ⅲ	2		経済規制政策特殊研究Ⅱ演習3	4	
比較経済政策史特殊研究Ⅲ演習1	2		経済規制政策特殊研究Ⅲ	2	
比較経済政策史特殊研究Ⅲ演習2	4		経済規制政策特殊研究Ⅲ演習1	2	
比較経済政策史特殊研究Ⅲ演習3	4		経済規制政策特殊研究Ⅲ演習2	4	
国際経済論特殊研究Ⅰ	2		経済規制政策特殊研究Ⅲ演習3	4	
国際経済論特殊研究Ⅰ演習1	2		環境政策特殊研究Ⅰ	2	
国際経済論特殊研究Ⅰ演習2	4		環境政策特殊研究Ⅰ演習1	2	
国際経済論特殊研究Ⅰ演習3	4		環境政策特殊研究Ⅰ演習2	4	
国際経済論特殊研究Ⅱ	2		環境政策特殊研究Ⅰ演習3	4	
国際経済論特殊研究Ⅱ演習1	2		環境政策特殊研究Ⅱ	2	
国際経済論特殊研究Ⅱ演習2	4		環境政策特殊研究Ⅱ演習1	2	
国際経済論特殊研究Ⅱ演習3	4		環境政策特殊研究Ⅱ演習2	4	
国際経済論特殊研究Ⅲ	2		環境政策特殊研究Ⅱ演習3	4	
国際経済論特殊研究Ⅲ演習1	2		金融政策特殊研究	2	
国際経済論特殊研究Ⅲ演習2	4		金融政策特殊研究演習1	2	
国際経済論特殊研究Ⅲ演習3	4		金融政策特殊研究演習2	4	
国際関係論特殊研究	2		金融政策特殊研究演習3	4	
国際関係論特殊研究演習1	2		財政学特殊研究	2	令和6年度 入学者から適用
国際関係論特殊研究演習2	4		財政学特殊研究演習1	2	令和6年度 入学者から適用
国際関係論特殊研究演習3	4		財政学特殊研究演習2	4	令和6年度 入学者から適用
地域開発論特殊研究Ⅰ	2		財政学特殊研究演習3	4	令和6年度 入学者から適用
地域開発論特殊研究Ⅰ演習1	2		財政政策特殊研究Ⅰ	2	
地域開発論特殊研究Ⅰ演習2	4		財政政策特殊研究Ⅰ演習1	2	令和6年度 入学者から適用
地域開発論特殊研究Ⅰ演習3	4		財政政策特殊研究Ⅰ演習2	4	令和6年度 入学者から適用
地域開発論特殊研究Ⅱ	2		財政政策特殊研究Ⅰ演習3	4	令和6年度 入学者から適用
地域開発論特殊研究Ⅱ演習1	2		税制論特殊研究	2	令和6年度 入学者から適用
地域開発論特殊研究Ⅱ演習2	4		税制論特殊研究演習1	2	令和6年度 入学者から適用
地域開発論特殊研究Ⅱ演習3	4		税制論特殊研究演習2	4	令和6年度 入学者から適用
地域開発論特殊研究Ⅲ	2		税制論特殊研究演習3	4	令和6年度 入学者から適用
地域開発論特殊研究Ⅲ演習1	2		農村再編政策特殊研究Ⅰ	2	
地域開発論特殊研究Ⅲ演習2	4		農村再編政策特殊研究Ⅰ演習1	2	
地域開発論特殊研究Ⅲ演習3	4		農村再編政策特殊研究Ⅰ演習2	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ	2		農村再編政策特殊研究Ⅰ演習3	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ演習1	2		農村再編政策特殊研究Ⅱ	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ演習2	4		農村再編政策特殊研究Ⅱ演習1	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ演習3	4		農村再編政策特殊研究Ⅱ演習2	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ	2		農村再編政策特殊研究Ⅱ演習3	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ演習1	2		協同組合組織論特殊研究	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ演習2	4		協同組合組織論特殊研究演習1	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ演習3	4		協同組合組織論特殊研究演習2	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ	2		協同組合組織論特殊研究演習3	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ演習1	2		社会政策特殊研究Ⅰ	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ演習2	4		社会政策特殊研究Ⅰ演習1	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ演習3	4		社会政策特殊研究Ⅰ演習2	4	
グローバル地域論特殊研究Ⅰ	2	令和4年度 入学者から適用	社会政策特殊研究Ⅰ演習3	4	
グローバル地域論特殊研究Ⅰ演習1	2	令和4年度 入学者から適用	社会政策特殊研究Ⅱ	2	
グローバル地域論特殊研究Ⅰ演習2	4	令和4年度 入学者から適用	社会政策特殊研究Ⅱ演習1	2	
グローバル地域論特殊研究Ⅰ演習3	4	令和4年度 入学者から適用	社会政策特殊研究Ⅱ演習2	4	
グローバル地域論特殊研究Ⅱ	2	令和4年度 入学者から適用	社会政策特殊研究Ⅱ演習3	4	
グローバル地域論特殊研究Ⅱ演習1	2	令和4年度 入学者から適用	社会政策特殊研究Ⅲ	2	
グローバル地域論特殊研究Ⅱ演習2	4	令和4年度 入学者から適用	社会政策特殊研究Ⅲ演習1	2	
グローバル地域論特殊研究Ⅱ演習3	4	令和4年度 入学者から適用	社会政策特殊研究Ⅲ演習2	4	
開発政策論特殊研究Ⅰ	2		社会政策特殊研究Ⅲ演習3	4	
開発政策論特殊研究Ⅰ演習1	2		教育社会経済論特殊研究	2	
開発政策論特殊研究Ⅰ演習2	4		教育社会経済論特殊研究演習1	2	
開発政策論特殊研究Ⅰ演習3	4		教育社会経済論特殊研究演習2	4	
開発政策論特殊研究Ⅱ	2		教育社会経済論特殊研究演習3	4	
開発政策論特殊研究Ⅱ演習1	2		社会調査論特殊研究Ⅰ	2	
開発政策論特殊研究Ⅱ演習2	4		社会調査論特殊研究Ⅰ演習1	2	
開発政策論特殊研究Ⅱ演習3	4		社会調査論特殊研究Ⅰ演習2	4	
開発政策論特殊研究Ⅲ	2		社会調査論特殊研究Ⅰ演習3	4	
開発政策論特殊研究Ⅲ演習1	2		理論経済学特殊研究Ⅰ	2	
開発政策論特殊研究Ⅲ演習2	4		理論経済学特殊研究Ⅰ演習1	2	
開発政策論特殊研究Ⅲ演習3	4		理論経済学特殊研究Ⅰ演習2	4	
開発政策論特殊研究Ⅳ	2		理論経済学特殊研究Ⅰ演習3	4	
開発政策論特殊研究Ⅳ演習1	2		理論経済学特殊研究Ⅱ	2	
開発政策論特殊研究Ⅳ演習2	4		理論経済学特殊研究Ⅱ演習1	2	
開発政策論特殊研究Ⅳ演習3	4		理論経済学特殊研究Ⅱ演習2	4	
開発政策論特殊研究Ⅴ	2		理論経済学特殊研究Ⅱ演習3	4	
開発政策論特殊研究Ⅴ演習1	2		経済学方法論特殊研究Ⅰ	2	
開発政策論特殊研究Ⅴ演習2	4		経済学方法論特殊研究Ⅰ演習1	2	
開発政策論特殊研究Ⅴ演習3	4		経済学方法論特殊研究Ⅰ演習2	4	
開発政策論特殊研究Ⅵ	2		経済学方法論特殊研究Ⅰ演習3	4	
開発政策論特殊研究Ⅵ演習1	2		社会経済学特殊研究	2	
開発政策論特殊研究Ⅵ演習2	4		社会経済学特殊研究演習1	2	
開発政策論特殊研究Ⅵ演習3	4		社会経済学特殊研究演習2	2	
開発政策論特殊研究Ⅶ	2		社会経済学特殊研究演習3	4	

社会経済学特殊研究演習 3	4
経済学史特殊研究	2
経済学史特殊研究演習 1	2
経済学史特殊研究演習 2	4
経済学史特殊研究演習 3	4
社会思想史特殊研究 I	2
社会思想史特殊研究 I 演習 1	2
社会思想史特殊研究 I 演習 2	4
社会思想史特殊研究 I 演習 3	4
社会思想史特殊研究 II	2
社会思想史特殊研究 II 演習 1	2
社会思想史特殊研究 II 演習 2	4
社会思想史特殊研究 II 演習 3	4
社会思想史特殊研究 III	2
社会思想史特殊研究 III 演習 1	2
社会思想史特殊研究 III 演習 2	4
社会思想史特殊研究 III 演習 3	4
統計学特殊研究 I	2
統計学特殊研究 I 演習 1	2
統計学特殊研究 I 演習 2	4
統計学特殊研究 I 演習 3	4
統計学特殊研究 II	2
統計学特殊研究 II 演習 1	2
統計学特殊研究 II 演習 2	4
統計学特殊研究 II 演習 3	4
論文指導 I	4
論文指導 II	4
論文指導 III	4
特別研究	2
	修了要件に含まない 修了要件に含まない 修了要件に含まない 平成24年度 入学者から適用

(19) 北海学園大学学位規則

昭和45年3月26日 制定

(授与する学位)

第1条 北海学園大学（以下「本大学」という。）が授与する学位は、次のとおりとする。

経済学部 1部	経済学科	学士（経済学）	
	地域経済学科	学士（経済学）	
経済学部 2部	経済学科	学士（経済学）	
	地域経済学科	学士（経済学）	
経営学部 1部	経営学科	学士（経営学）	
	経営情報学科	学士（経営学）	
経営学部 2部	経営学科	学士（経営学）	
法学部 1部	法律学科	学士（法学）	
	政治学科	学士（法学）	
法学部 2部	法律学科	学士（法学）	
	政治学科	学士（法学）	
人文学部 1部	日本文化学科	学士（文学）	
	英米文化学科	学士（文学）	
人文学部 2部	日本文化学科	学士（文学）	
	英米文化学科	学士（文学）	
工学部	社会環境工学科	学士（工学）	
	建築学科	学士（工学）	
	電子情報工学科	学士（工学）	
	生命工学科	学士（工学）	
経済学研究科 経済政策専攻	修士（経済学）	博士（経済学）	
経営学研究科 経営学専攻	修士（経営学）	博士（経営学）	
法学研究科 法律学専攻	修士（法学）	博士（法学）	
	政治学専攻	修士（政治学）	博士（政治学）
文学研究科 日本文化専攻	修士（文学）	博士（文学）	
	英米文化専攻	修士（文学）	博士（文学）
工学研究科 建設工学専攻	修士（工学）	博士（工学）	
	電子情報生命工学専攻	修士（工学）	博士（工学）

(学位の授与の要件)

第2条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

- 修士の学位は、本大学の大学院（以下「本大学院」という。）の修士課程を修了した者に授与する。
- 博士の学位は、本大学院の博士（後期）課程を修了した者に授与する。

4 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院博士（後期）課程を修了しない者であっても、博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し本大学院博士（後期）課程修了者と同等以上の学力を有することを試験により確認された場合には、授与することができる。

5 本大学院の博士（後期）課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学せずに論文を提出するときは、前項の規定によるものとする。ただし、退学したときから3年以内に提出する場合に限り、審査手数料の納入を免除する。

6 削除

(論文の提出)

第3条 修士論文は、在学第2年次以降において、各研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文は、在学第3年次以降において、各研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請す

る者は、所定の博士学位申請書、研究業績一覧表、博士論文の要旨、履歴書及び別に定める審査手数料を添えて、博士論文を研究科長に提出しなければならない。

4 提出する論文は1編とし、3通を提出するものとする。

5 提出した論文及び納入した審査手数料は、返還しない。

(論文の審査及び試験)

第4条 修士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第3条に定めるところを基準として行うものとする。

2 博士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第4条に定めるところを基準として行うものとする。

3 論文の審査及び試験に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(論文の審査)

第5条 修士論文及び博士論文の審査は、研究科の審査委員会が行う。

2 前項の審査委員会は、原則として、当該研究科委員会に所属する3人の委員をもって構成する。第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査のための審査委員会には、学位申請者の指導教授を加えるものとする。

3 第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査は、原則として在学期間に終了するものとし、第2条第4項及び第5項に定める博士論文の審査は、その提出日から1年内に終了するものとする。

(試験)

第6条 試験は、審査委員が筆記又は口頭で行う。

2 試験は、修士論文又は博士論文の内容を中心として行う。

3 第2条第4項に定める学力を確認するための試験は、博士論文の内容、関連する専攻分野の科目及び外国語について行う。ただし、学位申請者の経歴、研究上の業績から優れた学力が認められる場合は、関連する専攻分野の科目及び外国語についての試験を免除することができる。

(審査等の報告)

第7条 修士論文又は博士論文の審査及び試験が終了したときは、審査委員会は、その結果を、修士論文又は博士論文及び試験の要旨を記載した書面により研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査を終了した修士論文又は博士論文は、おおむね1週間、研究科委員会の委員に対して公開するものとする。

3 研究科長は、研究科委員会の委員に対し、修士論文又は博士論文の提出者の氏名、修士論文又は博士論文の題目、公開の期間及び期日と場所その他必要な事項を、公開期間前7日までに書面をもって通知しなければならない。

(合格又は不合格の決定)

第8条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格又は不合格は、研究科委員会において決定する。

2 前項の研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の者が出席しなければ、開催することができない。

3 第1項の合格の決定は、研究科委員会の委員の無記名投票により出席者の3分の2以上の者が賛成することを必要とする。

(合格者の報告)

第9条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格者が決

定したときは、研究科長は、遅滞なく、その旨を学長に報告しなければならない。

2 前項の報告には、修士論文又は博士論文の審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書2通を添付しなければならない。

(学位の授与及び学位記)

第10条 学長は、教授会の議を経て、本大学学則第32条の定める単位を修得した者に、第1条に該当する学士の学位を授与する。

2 学長は、大学院委員会の議を経て、修士論文又は博士論文の審査及び試験の合格者に対し、第1条に該当する学位を授与する。

3 削除

4 学位記は、別記様式のとおりとする。

(論文要旨等の公表)

第11条 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査結果の概要をインターネットの利用により公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表している場合は、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない理由がある場合には、本大学の承認を得て、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の機関リポジトリHOKUGA（以下「HOKUGA」という。）を活用して、インターネットによるものとする。

5 前項の規定にもかかわらず、博士の学位を授与された者がHOKUGA以外の形態によって公表する場合には、本大学が授与した学位に係る論文またはその要旨である旨を明記しなければならない。

(学位の取消)

第12条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は大学院委員会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

(1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があつたとき

2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本大学に返さなければならない。

(規則の改正)

第13条 この規則の改正は、本大学協議会又は本大学大学院委員会の議を経て行う。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

1 (本学を卒業した場合の卒業証書・学位記)

学 (済 ・ 営 ・ 法 ・ 文 ・ 工) 第 号	印	卒業証書・学位記			印
		年	月	日	
本学○○学部○○学科所定の 課程を修めたことを認める			氏名	年	月
北海学園大学○○学部長○○○○ 本学○○学部長の認定により 卒業証書を授与し学士(○○)の 学位を授ける				日	
			印	印	

3 (博士(後期)課程を修了した場合の学位記)

学 位 記	氏名	年	月	日	印
甲第 号	博 (経 済 ・ 営 ・ 法 ・ 政 ・ 文 ・ 工)	北海学園大学	年	月	日

2 (修士課程を修了した場合の学位記)

修 (経 済 ・ 営 ・ 法 ・ 政 ・ 文 ・ 工) 第 号	印	学 位 記			
		年	月	日	
本学 大学院○○研究科 修了したので修士(○○)の 学位を授ける			氏名	年	月
北海学園大学				日	
			印		

4 (論文提出による場合の学位記)

学 位 記	氏名	年	月	日	印
乙第 号	博 (経 済 ・ 営 ・ 法 ・ 政 ・ 文 ・ 工)	北海学園大学	年	月	日

5 削除